

令和 3 年 第 4 回定例会

大和村議会会議録

第 4 回定例会 令和 3 年 12 月 7 日（火）開会
 令和 3 年 12 月 10 日（金）閉会

大 和 村 議 会

令和３年第４回大和村議会定例会会期日程

12月7日（火）開会～12月10日（金）閉会 会期4日間

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第 1 日	12 月 7 日	火	本会議	開 会 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 諸般の報告 4 行政報告 5 議案第 4 8 号 里川総合流域防災事業の「旧慣による公有財産の使用」の廃止について 6 議案第 4 9 号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について 7 議案第 5 0 号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第 3 号）について 8 議案第 5 1 号 令和３年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について 9 議案第 5 2 号 令和３年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について 10 議案第 5 3 号 令和３年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 3 号）について 11 議案第 5 4 号 令和３年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について 12 議案第 5 5 号 令和３年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 3 号）について 13 議案第 5 6 号 大和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

日 次	月 日	曜 日	会 議 別	日 程
第 1 日	12月7日	火	本会議	運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について 14 議案第57号 大和村指定介護予防支援等の事 業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例の制定に ついて 15 議案第58号 大和村指定居宅介護支援等の事 業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例の制定について
第 2 日	12月8日	水	休 会	
第 3 日	12月9日	木	休 会	
第 4 日	12月10日	金	本会議	1 一 般 質 問 2 議員派遣の件について 3 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査につい て 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査につい て 閉会

第 4 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 3 年 1 2 月 7 日 (火)

大 和 村 議 会

令和３年第４回大和村議会定例会会議録

令和３年１２月７日（火）

午後１時３０分 開 会

１ 議事日程

開会の宣告

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 行政報告
- 日程第 ５ 議案第４８号 里川総合流域防災事業の「旧慣による公有財産の使用」の廃止について
- 日程第 ６ 議案第４９号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 ７ 議案第５０号 令和３年度大和村一般会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ８ 議案第５１号 令和３年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ９ 議案第５２号 令和３年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第１０ 議案第５３号 令和３年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第１１ 議案第５４号 令和３年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第１２ 議案第５５号 令和３年度大和村大和の園特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第１３ 議案第５６号 大和村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第１４ 議案第５７号 大和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第 15 議案第 58 号 大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の制定について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	市 田 実 孝 君	6 番	勝 山 浩 平 君
2 番	前 田 清 和 君	7 番	中 井 文 忠 君
3 番	重 信 安 男 君	8 番	宮 田 到 君
5 番	藏 正 君	9 番	奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 崎 一 也 君	次	長 児 玉 明 美 君
--------	-----------	---	-------------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	泉 有 智 君	教委事務局長	森 永 学 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	福 山 茂 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君
教委指導主事	前 田 剛 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午後１時３０分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから、令和３年第４回大和村議会例例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番、重信安男君、５番、藏 正君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第２、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの４日間にいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

したがって、会期は本日から12月10日までの４日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第３、諸般の報告を行います。

令和３年度第３回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配布いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第４、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

みなさん、こんにちは。それでは、行政報告をさせていただきます。第3回定例会以降ということで、9月の決算委員会におきましては、毎年、議員の皆さんから我々も御意見、御提言をいただき、私たち改善できるものをしっかり取り組んで、来年度予算にも反映させていきたいというふうに考えているところでもございますので、そういう点について御理解をいただければと思います。

10月に入りまして、10月の23日には県主催によります世界自然遺産記念式典が開催をされました。改めてのこの登録の重さを感じ、そしてこれからの我々の取り組みをしっかりとしていかなければならないという強い思いを持っております。お客さんが来るだけじゃなく、その受入体制もしっかり議員の皆さんの御理解をいただく中で、大和村として取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

次に24日の日曜日でございましたが、塩田知事とのふれあい対話が防災センターで開かれました。意見交換をする方が15名、そして傍聴者が54名と多くの方に御出席をいただきまして、知事の取り組み等もお聞きになったというふうに思っております。また、そのとき出た意見は当局のほうもしっかり受け止めているようでございまして、我々が今後、また議会の皆様とも連携を図りながら議員大会等でもいろいろとまた要望活動に取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

10月に入りまして28日でございますけれども、就任以来、初めて岩崎産業社長とお会いをさせていただきました。今現在、地籍調査を進めておりますけれども、思勝にございます大和中学校周辺の地籍がまだ確定をされていないということでございまして、学校前の今通学路としている道路も、早く買収をしたいということで、先般、岩崎芳太郎社長にもお伝えをし、地籍調査の協力依頼も改めてさせていただきました。今後、しっかり担当課と連携を図りながら調査の改善と、そしてこの道路の通学路としての確保をしっかりと取り組みをしていきたいというふうに思っております。また、その都度、議員の皆さんにも報告させていただければと思います。

11月に入りまして11月3日でございます。大和村ビジョンマップ作成のワーキンググループ会議を開催させていただきました。これは総合振興計画策定にあたって異業種の皆さんからのいろんな御意見を賜り、そしてまた今回は高校生の意見を聞くということで参加をいただきまして、将来の大和村のグランドデザインを描ければというふうに思っております。我々もできれば早いうちに作成をし、今後の振興計画、しっかり位置付けをしながら将来の大和村を作り上げていきたいというふうに思っております。

6日の日には議会の皆さんも御出席いただきました、やっと温泉が出ましたということで報告会が開催されました。今後、大浴場建設に向けていろいろと進められると思いますので、またその都度、我々もしっかり議会の皆さんに御報告をしながら、村としての連携の図り方を、また皆さんの御理解をいただければというふうに思うところでございます。

11月に入りまして9日から16日まで今里から国直集落まで回らせていただきまして行政報告をさ

せていただきました。私もなかなかコロナ禍の中で集落を回れなかったということもございまして、4期目に向けた取り組みと、今後、大和村がどういう形で進んでいくかということを各集落に説明をさせていただき、少しの時間でございましたけれども、集落の皆さんからも御意見をいただくことができましたので、毎年、各集落に出向いて我々の取り組み、そしてまた地域住民の皆さんの御意見をいただきたいと思います。と思っています。

11月20日には自衛隊との合同訓練を行いましたけれども、14日の日曜日に大和村の防災訓練を予定しておりましたが、ちょっと悪天候のために中止にさせていただき、今回は自衛隊との合同訓練をさせていただきました。大島本島に陸自が配備されているということもありまして、我々も毎年、自衛隊と海上保安部、警察、関係機関との連携を図る意味で合同訓練を行っていきたいと思っています。

12月に入りまして先週でございましたけれども、これまで16・7年前に大和村でドコモの通信塔を戸円から今里までエリアを公設民営で改善をさせていただきました。しかしながら、その鉄塔とこの通信路においては、維持管理を村が行うようになっている関係で、我々も通信事業者に管理をお願いできないかということで、先般、今年の8月でございましたけれども、NTTドコモさんのほうで管理をしていただく変更契約を8月に結ばさせていただきました。その中で、この九州支社が管轄ということでもございまして、その鉄塔の変更契約のお礼方々、そしてまた福元周辺のエリア改善に向けて要請活動をさせていただき、年明けに九州支社のほうから現地調査にも入っていただくということでございますので、しっかり今、大和村の現状をですね、このドコモさんにも御理解をいただく中で、改善の方向で今後とも要請活動もしていきたいというふうに思っております。これは九州支社を含めて鹿児島支店も同様な形で、お互い情報を共有させていただきて、この奄美の状況を伝えていこうということでございます。また、auソフトバンクさんにつきましても県の情報政策を通じまして、エリア改善等も含めて、今後要望もしていきたいというふうに思っておりますので、またその点につきましては、議員の皆様からも御意見を賜りながらエリア改善に向けた取り組みもさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第48号 里川総合流域防災事業の「旧慣による公有財産の使用」の廃止について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第48号、里川総合流域防災事業の「旧慣による公有財産の使用」の廃止についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

里川総合流域防災事業の「旧慣による公有財産の使用」の廃止について、提案の理由を申し上げます。

里川総合流域防災事業砂防事業に伴いまして、旧慣使用を廃止しようとするものでございます。よって、地方自治法第238条の6第1項の規定に基づきまして御提案をいたします。

内容につきましては、建設課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設課長（前田逸人君）

里川総合流域防災事業の「旧慣による公有財産の使用」の廃止について、内容を御説明申し上げます。

現在、大金久集落の背後において県が施工する里川総合流域防災事業砂防に伴い、砂防ダム堰堤を築堤するため村有地の処分をしようとするものであります。

土地の所在ですが、大和村大字大金久字里217番、土地の種別山林、処分面積としましては1,325.20㎡でございます。旧来の慣行により使用している公有財産について、その慣行を廃止しようとするものであります。

以上で内容を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第49号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第49号、大和村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（福山 茂君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

大和村過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年9月定例会で策定いたしておりますが、事業の追加等がある場合はその都度変更することとなります。

今回の変更は区分7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項目に、高齢者・障害者のいきばづくり拠点整備事業を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第50号 令和 3 年度大和村一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第 7、議案第50号、令和 3 年度大和村一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 3 年度大和村一般会計補正予算（第 3 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和 3 年度大和村一般会計補正予算（第 3 号）は、奄美群島成長戦略推進交付金事業や子育て世帯生活支援特別給付事業など、歳入歳出それぞれ 1 億7,016万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和 3 年度大和村一般会計補正予算（第 3 号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和 3 年度大和村一般会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出それぞれ 1 億7,016万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,533万円にしようとするものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。

9 ページをお開きください。

款14国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金は、子ども子育て支援交付金及び子育て世代臨時特別給付金並びに子ども子育て支援事業費補助金の合計で1,099万2,000円を計上いたしました。

同じく 9 ページにあります目 5 衛生費国庫補助金は、節 2 に計上しておりました新型コロナウイルス支援事業における高齢者検査助成事業を節 3 の新型コロナウイルス対策事業へ節変更を行ったことによる減額と合わせ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の新規計上など、合計で 643万円を増額計上いたしました。

10ページをお開きください。

款15県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金は、奄美群島成長戦略交付金における内示額の決定により6,270万円計上いたしました。

同じく10ページにあります款16財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入は、大金久集落における鹿児島県砂防工事関連により用地立木の補償費及び伐採処分費等を村が行うための請負経費の合計として366万2,000円を計上いたしました。

同じく10ページでございます。款18繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は、歳出に伴う財源不足を補うため4,200万円を計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款21村債、項1村債、目1総務費債は、戸円校改修事業における増額と過疎地域自立促進特別事業債ソフト事業の減額と合わせ2,840万円を計上いたしました。

同じく11ページ、款21村債、項1村債、目3消防費債は、旧湯湾釜分校、現在のまほろば保育園でございますが、まほろば保育園の避難所機能向上と合わせ思勝コミュニティセンターにおける避難所機能向上等の防災関連施設整備事業として900万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、節4共済費における健康保険、厚生年金負担金の増額と合わせ、節8旅費の費用弁償及び普通旅費の減額並びに節9村長交際費の減額など、合計で366万5,000円を計上いたしました。

13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節12委託料は、合同会社ひらとみへの伐採等委託料として400万円と合わせまして、大金久集落における県砂防工事関連による伐採、運搬、処分費等を里川総合流域防災事業業務委託として327万2,000円を計上したほか、大金久地区定住促進住宅の家屋調査業務委託費を含め合計で747万2,000円を計上いたしました。

併せまして節21補償補填及び賠償金は、大金久集落への立木への保証金として21万9,000円を計上いたしました。

同じく13ページになります。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節14工事請負費は、インフィニティ学院誘致関連による戸円校の改修工事費用として7,400万円を新規計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1選挙費、目5選挙費は、無投票であったため関連する費用408万1,000円を減額計上いたしました。

15ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費は、負担金補助及び交付金にある関連システムの改修負担金と併せ扶助費として児童手当及び国が進める子育て世帯臨時特別給付金の合計額として1,199万円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、簡易水道事業及び集落排水事業特別会計への繰出金の合計といたしまして550万円を計上いたしました。

18ページをお開きください。

款7土木費、項6住宅費、目4空き家改修事業は、来年度計画しておりました名音集落における世帯向け用定住促進住宅を前倒しして実施するための設計管理に関する委託費及び工事請負費の合計で1,000万円を計上いたしました。

19ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目5防災行政費、節10需用費にあります修繕料は、村防災センター停電時におけるエレベーター稼働のための修繕及び指定避難所であります湯湾釜公民館と村福祉センターの自家発電設備の修繕並びに防災無線中継局における防草土固め処置費など、合計で314万円を計上いたしました。

同じく目6防災関連施設整備事業は、避難所施設機能向上として旧湯湾釜分校、現まほろば保育園の自家発電設備設置や思勝コミュニティセンターへのトイレ改修など、設計管理に関する委託料と併せ工事請負費の合計額として2,450万円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

款13予備費におきましては、7万1,000円を減額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

大きく4点伺いたいと思いますが、まず13ページの財産管理費の家屋調査業務委託、来年度大金久集落に定住促進住宅確保のため1棟を予定をしているということでありましたが、この事業の内容はどのようなものですか。

○総務課長（政村勇二君）

現在、まだ契約に至っておりませんが、大金久集落の空き家を改修する予定でございまして、現在、今回補正で計上いたしました家屋調査を実施いたしまして、現在の単価に応じて、その持ち主さんのほうから売っていただけるのか、貸していただけるのかというところの判断材料とするためその金額を調査いたしまして、その持ち主の方に提示をした上で、来年度、定住促進住宅を改修していければなと思っております。

○6番（勝山浩平君）

先ほどの御説明では名音のほうの住宅も前倒しで実施をしていただけるということで、大変ありがたく感じておりますが、今現在行っている住宅確保のための事業、空き家改修であったり、定住促進住宅を行っておりますが、インターネットを入居者がすぐ入居した場合に契約を結べば、すぐできるようなLANケーブルのコンセントとかですね、定住促進住宅は新しく整備するからやっているかもしれませんが、空き家改修などでそういった環境が整っていますか。

○総務課長（政村勇二君）

現在、村営住宅も含めてではございますが、まず村営住宅、公営住宅ですね、1棟4戸建ての住宅等におきましては、ケーブルは設置されていないところもございます。実際、その住まわられている方が御契約をして対応しているところもございます、今のところ定住促進住宅においてもです

ね、元々の持ち主さんの方が契約をしているものであれば、その配線の工事といいますか、そういったのは済んでいる状況でございまして、全ての住宅においてLANケーブルの工事が全て済んでいるかというところ、済んでいないところもございまして。のほうが多いと思います。

○6番（勝山浩平君）

今、このようなネットを多くの方々が利用する時代において、入居したいという住宅にインターネットがすぐできるような状況を整えておくことも、定住効果があると思いますので、今後、やはりこのような施設、設備は必要になってくるのではないのでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

その工事に関しても費用が伴うもの等もございまして、今現在入居している方たちですね、事前に本人さんなんかの同意によってですね、村営住宅等も一部そういった改修工事を行っているところもあるというふうに聞いてはおります。定住促進住宅に新たにこちらが改修するものに関しては、また検討して前向きにできるものなのかというのを検討させていただければというふうに思いますが、またその村営住宅においてはですね、個人でやられて方もいらっしゃると思いますので、そこら付近の平等性も考慮、また検討していかなければならないなというふうには感じているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

時代に応じた住宅環境を整えていっていただきたいと思います。

同じく13ページの戸円校改修工事ですね、委託費と改修工事で8,000万円となっておりますが、高齢者と障害者のいきばづくり事業とインフィニティ国際学院中等部大和村キャンパスのための改修と伺っておりますが、インフィニティ国際学院につきましては、11月に学院長のほうから私たち議会のほうにも御説明をいただきましたが、このキャンパスを誘致することによって本村にとってどのような有益なメリットが、ものがありますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

大和村のほうにインフィニティ学院のほうにキャンパスを設置したいということでお話がございました。その際にいろいろお話をしておりますが、やはり、お互いに大和村においてもインフィニティのことを情報発信いたしますが、インフィニティ学院においても大和村のことをよいところを情報発信をします。そういう形でお互いに情報発信を主にやっていく。そして、やはりこちらのほうにインフィニティ学院のほうに来ます。それによって交流人口の増大が増えていくことが見込めます。それにより、その生徒さんたちだけではなくて、その関係者もこちらに来る、それによって、またそこで大和村のほうに、またいろんなお金等も落ちていくことも期待されます。一番大きなことは、やはり教育関連とか、そういうことにおいて、そういう情報を、そういうことに大和村が取り組んでいる、そういうことを情報発信することが大きなことになっていくのではないかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

課長の答弁にありましたように、特に経済効果等うんぬんあると思いますけど、関係人口の増加とかですね。本村の子どもたちの教育振興につながるような取り組みも、ぜひ進めていただきたいと思つての質疑だったんですけど、この間、議会が説明を受けた学院長から受けたとき、社会勉強でお供でついてきた来た高校生がいらっしゃいました。カナダの方だそうです。当然、英語もしゃべれるんでしょうし、ICTを利用した授業を行うということで、本村のGIGAスクール構想の助言等もいただけるかもしれませんが、特に英語とか、プログラミングの教育の中で連携を図つてですね、本村の子どもたちの教育振興につながるような取り組みも、ぜひ加えてもらいたいと思いますけど、いかがですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

ただいまございましたように、そういう形で違う環境から来ている子どもでもありますけど、やはりそういう形でいろんな長けたところがございます。そういう形のことににつきまして、そういう子どもたちと交流すること、そういうことが可能であるかどうか、やはりインフィニティ国際学院という、そのカリキュラムの中でされているものもございますので、大和村のほうで取り組んでいることもございますので、そういうものについて、また交流等、そういうことが可能であるかどうか、またそういうことについても十分検討させていただければと思っています。

○6番（勝山浩平君）

学院長の意向としては、地元の子どもたちとの交流も図っていきたいというようなお言葉もありましたので、教育委員会と連携を図っていただいてですね、少しでも多く交流の場、お互い刺激し合うような場を設けていただきたいと思います。

次、15ページですね、国のコロナ支援で子育て世帯臨時特別給付金1,000万円ありますけど、18歳以下の子ども1人当たり5万円を支給する内容と伺っておりますけど、この支給内容はどのようなもので、いつから支給を行っていくのか伺います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

子育て世帯臨時特別給付金につきましては、対象は0歳から18歳ということで、基本的には児童手当を受給している方々が対象となっておりますが、児童手当の対象者というのは中学生までということになっておりますので、高校生につきましては追加の対象という形でございます。それから、今年度内で生まれる予定のお子さんも対象として加わるということになっております。支給額につきましては、現在のところ1人当たり5万円ということで、世帯の収入所得で一定の制限はありますけれども、ほぼ全員の方が受給できる状況ということでございます。支給の日程でございますけれども、年内12月末を予定して、支給できることを予定しております。

○6番（勝山浩平君）

中学生までは児童手当のやり方で支給、申請をしなくても支給できるということで聞いていますけど、本村の高校生、高校生は支給を申請をしないといけないと伺っておりますけど、本村の高校生の支給時期はいつ頃になりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在、児童手当を受給されている中で、多くの方が口座振替ということで、口座振り込みというものの体制を取っておりますので、そういった方々についてはすぐに受給はできます。あとそれ以外の方につきましては、口座を登録していない方につきましては、現在、口座登録の依頼書などを後日発送する予定にしておりますので、それが登録をされる方は口座、口座を登録希望されない方につきましては、役場のほうで受給と、窓口に来ていただいて受給という形を予定しております。

○6番（勝山浩平君）

すみません、本村の高校生ですね、大体いつぐらい支給が予定をしているのか伺います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

失礼しました。高校生につきましても他の方々、対象の方々とできるだけ同じタイミングということで、年内12月末までにということで予定しております。

○6番（勝山浩平君）

ありがとうございました。最後ですね、15ページの保健衛生費予防費で3回目コロナワクチン接種に向けての事業を予算が組まれておりますけど、本村は他の市町村よりか先行して4月の12日から一般の方、高齢者接種が始まっております、国が示す8カ月後という方々も、早い段階でそうなってくると思いますけれども、3回目の接種に向けてのスケジュールとか、内容とか、順番等はどのように考えておりますか。全協で1月中旬頃から集団接種とありましたけれども、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

2回目までの接種を終えた後、8カ月後を目安ということで、1月中旬頃に一番早い時期でスタートができるのではないかと考えております。接種方法ですけれども、1回目、2回目と同じような国が示す順番、高齢者、それから基礎疾患のある方々を優先していくという方針で国の基準に従って進めていく予定でございます。

○6番（勝山浩平君）

健康上の理由でワクチン接種ができない方が村民の中にいらっしゃるのか。もしいるとしたら、そのような方々への対応策というのは、どのようなことを考えておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

基本的には接種は任意ということでございますけれども、中にはアレルギー等の理由で接種ができないと、申し出をされる方もおられます。医師が接種をしてはならないというケースは、本当に稀というか、ほとんどない状態でございますが、ほぼ御本人からの意向で接種をしないということの方もおられます。その中で、疾患が理由という方も、わずかではございますがおられるという状況でございます。そういった方々につきましては、ワクチン以外の予防の方法をしっかりといただくということになるかと思っております。

○6番（勝山浩平君）

自己判断で受けない方は自己判断を尊重すべきだと思いますけど、医学的な根拠に基づいて受けれない方、アレルギーの方等おっしゃいましたけど、そういった方々へのPCR検査の助成とか行っているところもあるんですよね。そういった、ちょっと気になるなと思った方、医学的な根拠で受診接種できない方ですね、だけでも、そういったPCR検査の助成等も検討していくべきではありませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

確かにそういった方々への何らかの手だてというのは、あるに越したことはないというふうには思っております。現在、国のほうでワクチン検査パッケージということがいわれておりますけれども、まだ制度設計がはっきり示されているわけではないのですが、その中でワクチンが打てない方に対しては検査を、例えば無料で受けるようなという方法も利用されているようでございますので、説明会もこれからになりますので、それを踏まえてまた考えてまいりたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

○5番（藏 正君）

このインフィニティ国際学院中等部の、私、説明会のほうに参加できなくて、申し訳なくて、もう一度お聞きしたいんですけども、この8,000万円ほど投資して、本村に誘致する中でですね、先ほどメリットの件を伺いましたけど、何となく漠然とした形でよく分からないんですけど、さっき言った、島の子どもたちとの交流とか、そういった話も出てきたんですけど、こうやって補正を組んで動き出そうとしている中で、例えば、大和村の教育委員会とかとの企画観光課あたりで、大和村的にはこんな交流ができるねとかいう、そういった事前な構想とか計画とかまでいかなくても、そういった構想を練るような話し合いとか、そういった協議とかはできているんですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

まず、今回の事業費のほうの8,000万ほどでございます。その中で戸円校の改修に当たります。その改修につきましては、インフィニティ国際学院のほうは図書室の1室を活用いたします。それだけでは、まず戸円校については老朽化が進んでおりますので、それについては以前から改修が必要である。あとは隣りの特別校舎の取り壊しも必要であるという、それにつきましては、以前から問題という形で認識しておりました。今回、インフィニティ国際学院のほうは、大和村のほうに北海道のほうと奄美のほうにキャンパスを開設したいという形で探しておられて、大和村のほうで開設をしたいという相談がありましたので、図書室の1室のほうを戸円校の図書室の1室のほうを、まずキャンパスとして活用しますという形でなっております。ですので、事業費全体そのものがインフィニティ国際学院のためではないということは御理解いただきたいと思います。

現在、御質問にございました教育委員会のほうとの連携でございますが、教育委員会のほうにはこういう事業がありますということはお話しておりますが、その中で具体的にこういうふうに交流

してまいりましょうとか、そういうお話のほうは、現在まだ行われていないところがございますが、今後、しっかりとそういうことなども、また相談しながら、そこにはやはり実際、事業を行うそういう開設をしますインフィニティ国際学院のほうの意見もございますし、また、教育委員会のほう、各学校のほうの時間帯等もございますので、そういうことなども十分踏まえながら、今後また協議なども進めていければと思っております。

○教育長（農原弘久君）

教育委員会との連携ということですが、まだ具体的にどういう、その学院がどういうカリキュラムを持っているのか、また、どういう要求、要望を持っているのか、まだ何も聞いておりません。ですので、今後、そういういろんな要望が出てきたときに、学校として対応できるのか、そういうことを踏まえながら検討していくことになるのかなと思っていますところ。もちろん、これからの国際化時代に生きる子どもたちにとって、いろんな幅広い交流ができれば、それはそれでいいことかなと思いますけれども、正直、具体的に特に聞いておりませんので、これから、学校のまた都合もありますので、これから検討していくことになろうかと思っています。以上です。

○5番（藏 正君）

何かちょっとちぐはぐさを感じるんですけども、この中等部を、もう実際動こうとしている、していますよね、このインフィニティを受け入れて動こうとしているのに、実際に子どもたちに対する、逆に言うと悪影響がないのかとか、もっとこの中身を本当はどういった、ごめんなさい、私、ちょっと説明会に行っていないんであれなんだけど、教育委員会のほうからどんなものが入ってくるのか分からないというような状況で、動いていって行くのにすごく不安感を感じるんですけど、先ほど説明会の説明の中で、いろんな企画についてはインフィニティ側から企画されてくるんだというような教育長の、課長の話だったんですけど、こちらから中身、どういったものが、どういった授業が展開されていって、大和村の子どもたちには、まず悪影響はないよねとか、そういったものは早急に教育委員会のほうと共有しておくべきじゃないですか。村長、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

おっしゃるとおり、この話が出てきたのが、ちょっと急きょ、年度が再来年から1月から3月にかけてやりたいということで、我々ももう施設整備を先にしないといかんじゃないかというのが、実際、走っているのは確かであります。しかしながら、そういう学校が来て、どういう形でここにメリットがあるのかという、先ほど話がありましたけれども、具体的にまだ教育委員会との詰め合わせは実際しておりませんが、この子どもたちの影響というのが、我々も模索をしながらやっていきますけれども、この戸円校の姿としては、本当はもう危険な校舎で、取り壊さなければならないところもあって、実際、そのはずれに障害者の行き場づくりということで利用させています。今回、インフィニティがこの校舎の一部だけを使わせてもらいたいということがあったもんですから、だったら一体的にこの戸円校の廃校跡地を1月から3月インフィニティがやります。それ以外、4月から12月まではワーケーションができる施設とか、いろんな形で戸円校をもう一回見直

して活用を考えていこうということで、我々もちょっとその視点から幅広く考えも広めてきたわけですので、この学校とのかかわりを、ただ短期間ですけど、我々もどういう人が来るのかとかいうことも含めてですね、今後、早いうちにその詰め合わせをしながら、我々にとっても子どもたちにとっても、やっぱりメリットがある、いろんな波及効果があるような取り組みをですね、関係性を作り上げていくのは大事じゃないかというふうに思っておりますので、我々もちょっと次の進める方向性については、ちょっと後手後手になっている部分もありますけども、そこら辺は早急に我々も受け入れ体制の中での取り組みをしっかりとしていきたいというふうに思います。

○5番（蔵 正君）

そのインフィニティありきで、その戸円校の改修が進んでいくわけではないということを聞いてちょっと安心はしているんですけども、やっぱりちょっと不安感が残るところ、子どもたちへの影響というところについては、早急にやっぱり教育委員会も入った中で、このインフィニティ側がどんな環境を作っていったって、どういった教育を進めていくのかというのを、やっぱり精査して、子どもたちとどんな形で関係性をもっていかなきゃいけないのかというの、すごく大事なことです。で、教育委員会も交えた取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、逆に寮も、事前的にはインフィニティ側が寮を立てて、そういったものもすると、さっきの説明では、インフィニティが建てるんじゃないで、島の民間が立ち上げた施設を借り受けるんだということだったので、多分、行政はそこにはタッチしないのかなと思われるんですけども、でも、その後で、僕なんかの議員の中で話が出たのが、それがもし村外の業者が入って来て、村外のところに利用は大和村を利用するけれども、お金の流れは村外に流れていくというふうになると、ちょっと話がおかしいよねというような話だったんですけど、そこら辺については配慮されていますか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、我々も最初寮を造って、そこで短期間やって、それ以外は別の用途で活用していくという話を聞いていたんですけども、その造ってもらったところを寮として活用するという話が変わってきたもんですから、その内容についてもう一度今確認をしているところであります。また、それは我々としてもやっぱり大和村に恩恵を受けるような形じゃないと、やっぱりいけないということで、それは今のところ地元の方からお借りをするという話は聞いておりますので、その確約を今、多分もう近いうちにその返事はいただけるんじゃないかというふうに思っておりますので、その点はインフィニティ側にも要請をしながら、やっぱり大和村にも恩恵が受けるような形で取り組んでほしいということは要望させていただきたいと思います。

○5番（蔵 正君）

そこら辺、十分またその辺、大和村が損害を被らないような形を取っていただきたいと思います。

最後に、戸円校の改修の中で、先ほども申し上げましたけれども、障害者の方々が一部の施設を

教室を利用しているんですが、あの方々がもっと利用しやすいようなという、そういった中での障害者の方々との打ち合わせとかいうのはできていますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

その戸円校の利用につきましては、現在、戸円校の1階部分については、スモモの会さん、障害者のいきばづくり事業で活用されています。そちらの方のほうで全部が使われている状況であります。それでもありますので、そちらがまた今後使いやすいような形でできますように、ちょっと話なども伺いながら、この前、担当のほうでちょっと現場を見に行きながら話を伺って、一部壁とか、必要であれば撤去しましょうとか、そういうことも話をしておりますが、今後実際に設計を進めていく中では、十分にそういう話し合いもしながら使いやすいものになればと思っております。

○5番（藏 正君）

自分が伺いたいのは、前からスモモの会がいろんなものづくりとかやって、自分たちで自立できるような収益性のあるものに取り組みましょうとかいう話をしましたよ。だけど、いまだに大和の園のおむつ縫いをしているとか、おむつにかわるものは何か考えられないんですかという提案というか、あれもしてきたんですが、今回のその校舎を改修していく中で、そういった新たな事業に取り組めるような、そんな話をしながらの改修工事になっていますかということを伺いたいですけど。

○村長（伊集院 幼君）

その点についても、おっしゃるように我々も今のやり方以外のことをしてもらおうという思いの中で、まだこれから設計に入りますので、やっぱり校舎の使い方をですね、やっぱりもうちょっと使い勝手のいいようにする、そしてまたものづくりもどういう形で新たなものを整備したらいいのかということを含めてですね、意見を反映させながらしていきたいというふうに考えていますので、そこら辺は保健福祉課、そしてまた教育委員会とも横の連携をしっかりととりながら施設整備は努めていきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長最後」と呼ぶ者あり〕

5回です。

ほかに質疑ございませんか。

○1番（市田実孝君）

消防費の防災関連施設整備事業についてお伺いします。これは湯湾釜分校の改修ということでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

防災管理施設整備2,300万計上させていただいておりますが、湯湾釜分校の全体的な改修ではございませんで、内容の避難所としての機能向上を図る上で、今現在、自家発電整備がないものですか

ら自家発電整備と併せましてトイレの改修と、もう一つですね、思勝公民館コミュニティセンターのトイレの改修と、山手側のサッシ等の改修を含めた費用となっております。

○1番（市田実孝君）

今伺いましたがサッシ等という話がありましたが、この学校の施設というのが窓がついていないんですよ。例えば、これは網が入っていますよね。これ、網が入っていなかったら、よう台風のときにテレビとかでスリッパとか、濡れたスリッパが風で飛んできたら、風速40mでも割れるよというような、そういうことで外窓までつけるような、島々の家は全部そうなっていますけども、学校の関連の施設とかは窓だけあるんですよ。湯湾釜分校は中にあれがついているのか知りませんが、風圧というのはすごいあれがあるもんですから、そこまで考えて外窓までそういった避難所というのは設置していかなければいけないかと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

議員のおっしゃるとおり、やはり避難所の指定の場所となりますので、そういった外の戸の設置に関してもですね、設計をする段階でですね、また考慮、業者のほうに、設計今からですけれども、そういったところも踏まえながら、避難所の機能が向上する上で、今申し上げた自家発電設備以外でもですね、ほかにまたできることがあれば、そういったのも業者のほうとも確認をした上で設計をさせていければなというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

一度ですね、村のほうが大和校を避難所と指定されたときがあったときに、避難の状況をちょっと見ておりましたが、窓のそばでですね、避難された方が外を眺めていらっしやったんですよ。あれを見ておったら危険な状況だねと、自分は考えたもんですから、普通、窓を全部閉めますよね、雨戸まで。しかし、学校施設とかは台風時とか、やっぱり休校になるもんですから、そういった関連までは学校施設は造ってないんですよ。ですから、これも湯湾釜分校の改修ということで、防災関連施設ということでやるのであれば、そこまで考慮なさって事業を進めていってほしいと思います。お願いします。

○総務課長（政村勇二君）

旧湯湾釜分校以外の各学校、小学校、中学校のおいてもですね、やはり避難場所としましては、やはり有益な避難場所に考えられます。今現在、臨時的にですね、持ち運びができれば、大き目の緊急用の発電設備、発電機とかというのを備蓄に配布しておりますが、これからやはり学校の施設の避難所の機能向上としてですね、年次的にまず自家発電設備であったり、先ほど議員おっしゃったサッシ等の改修、またそういった避難所としてきちっとした避難が設けられるような計画を持って事業申請もありますので、年次的な計画を持って各学校の避難所としての機能向上には努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○2番（前田清和君）

1点だけ伺いたいします。歳出の15ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、補正額で628万6,000円入っております。これ、ほとんど特定財源で、これ多分、国のコロナ対策の予防接種の交付金であると思うんですが、節3の職員手当が380万、補正600万余りの6割程度が職員手当に組み込まれています。この1日何人使われて、何時間使われての、こういった試算でこの380万という補正、職員手当を組まれたのか、伺いたいします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

この衛生費予防費につきましては、全てコロナの3回目の予防接種に係る歳出を計上させていただいております。その中で職員手当でございますけれども、これは1回目、2回目の実績を踏まえて計上させていただいておりますが、1日当たり約30名の職員を動員しております。それで土曜日、日曜日にかかる回数が計4日分、今回第3回目だけを考えて4日分ということで、この金額を計上しております。

○2番（前田清和君）

1日30名の4日間の試算で380万ということですけど、職員というのは役場職員以外にも社会福祉協議会とか、そういう予防接種に携わった方々、全て含めて、1日大体30人の4日間で、この3回目の接種ワクチンができるという試算での職員手当の380万と理解してよろしいですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

おっしゃるとおり、役場職員、それから関係している診療所の職員、どうしても看護師が足りないということで社会福祉協議会さんのほうからも応援を要請したりしておりますが、そこにつきましては時間外手当じゃなくて報償費の中に含めております。医師と役場関係機関以外の個所からの応援については、報償費という形で支出をさせていただいております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第51号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第51号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入において繰入金の増額など、歳出におきまして施設管理費の増額及び予備費の増額など、歳入歳出それぞれ140万の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,198万7,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の140万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を図ったものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費の139万円の増額につきましては、会計年度任用職員報酬と健康保険厚生年金負担金でございます。

款3予備費、項1予備費、目1予備費において1万円を増額して歳入歳出の調整を行ないました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第52号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第52号、令和3年度大和村国民健康特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村国民健康特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村国民健康特別会計補正予算（第3号）は、歳入において県支出金の増額など、歳出におきまして保険給付費の増額など、歳入歳出それぞれ4,780万の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容を説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,780万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,087万3,000円にしようとするものです。

6 ページの歳入を御説明申し上げます。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費補助金は、普通交付金の増額見込に伴い4,780万円を増額計上いたしました。

次に、7 ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、担当者研修会のオンライン開催による旅費の減額と、税制改修に伴うシステム改修負担金の増額により、合計で13万9,000円を減額計上いたしました。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費及び款 2 保険給付費、項 1 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は、新規の入院手術等に係る療養給付費の増額見込に伴い、合計で4,780万円を増額計上いたしました。

8 ページをお開きください。

款 8 予備費において22万9,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。審議方よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第53号 令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第53号、令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）につきましては、診療収入の増額や一般管理医療費の増額などに伴い、歳入歳出それぞれ396万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和村診療所事務長（松崎泰郎君）

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ396万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億627万3,000円にしようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。

款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入100万円、目2社会保険診療報酬収入150万円、目5一部負担金40万円、合計290万円の増額は、いずれも今年度の実績見込によるものです。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入の106万9,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止医療体制確保支援補助金等を増額計上いたしました。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節3職員手当等40万円は、感染症外来医療従事者等特別勤務手当を増額計上いたしました。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節7報償費21万9,000円は、医師不在時の代診謝金として、節10需用費35万円は、オンラインによるリモート研修会議等の参加費として、節11役務費20万円は、コロナ感染症検査時等の医療廃棄物処理手数料としていずれも増額計上いたしました。

款2医業費、項1医業費、目1医業費、節10需用費200万円は、コロナ感染対策等の医療機材費として100万円、診療実績増による医薬品費として100万円を増額計上いたしました。

節11役務費80万円は、コロナ感染症PCR検査等の増による臨床検査手数料として増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第54号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第54号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰入金の増額や総務費及び工事費の増額などにより、歳入歳出それぞれ410万の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ410万円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2

億3,828万5,000円にしようとするものでございます。

7ページの歳入から御説明申し上げます。

款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1農業集落排水事業国庫補助金については、事業確定に伴う西部地区から東部地区への移行でございます。

款3県支出金、項1県補助金、目1農業集落排水事業県交付金についても、事業確定に伴う西部地区いから東部地区への移行でございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の410万円の増額で、歳出の増額に伴う調整を図ったものでございます。

次に、8ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の155万円の増額につきましては、西部地区と東部地区の処理施設及びポンプ施設の光熱水費、西部地区施設の脱水機修繕及び名音2号中継ポンプ取替等による修繕料でございます。

款2事業費、項1事業費、目1農業集落排水事業の252万円の増額は、東部地区の管路敷設の工事費でございます。

款4予備費、項1予備費、目1予備費において3万円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

この集落排水事業、今、湯湾釜集落で行われているわけですが、先日、集落民から事前に連絡もなく自分の自宅に入れないですよっていう意見がクレームがありまして、建設課長に連絡取ったところ、課長が翌日早朝に対応してくれて、その住民からは納得できた返事をもらっているわけですが、まさしく、住民目線じゃなくて工事優先で、住民後回しみたいな結果になったということなんですよ。事前にこれだけ少ない戸数の大和村ですから、集落内での作業という中においては、事前に業者からいついつこんな形でやっていきますよということで、迷惑かけますけどという説明があったら、全然納得できると思うんですよね。その時点で、この間の事例で言うと、車が自分の家の庭に入れないというようなあれだったので、その辺のところも業者から説明があったときに、じゃこんなふうに対処しますよねとかいう話し合いが事前にあったら、何でもなかったことですけれど、そこら辺の業者に対する指導というか、実際に業者さんが挨拶に来てくれたところもあるんですよね。そしたらそこはうまくいく話で、だから業者指導が徹底していないんじゃないかなというふうに思われるんですけど、その辺の業者指導について、どのような形で行われているのか教えてください。

○建設課長（前田逸人君）

蔵議員がおっしゃった、先週そういった事例がありまして、さっそく住民の方にお詫びに行ったところなんですけれども、そういった形で業者にもですね、今後、強く徹底して、そういった形で湯湾釜集落となると、今回は本前線、里橋、あと集落排水事業、もう工事がそうさくするところが間違いないんですよ。議員がおっしゃるのは当然です。やっぱり住民目線に立ってですよ、業者もやっぱり工事ありきの工事をするんじゃないくて、住民がやっぱり協力してくれるから、やっぱり工事ができるんだということを、今後も徹底的に業者のほうに言ってですね、あと今後は湯湾釜集落の工事については、工事がさくそうすることが予想されるので、協議会というのを、その業者ですね、6社あるんですけども、6工区だから6社ありますけれども、そういった協議会を持って、そういった形でどうやって行こうというのを話し合いながら、住民の方に迷惑をかけないような形で工事は進めたいと思っております。また、工事の進捗によってはですね、蔵議員が前おっしゃったんですけど、体の不自由な方がいらっしゃるという方が、これはちょっと個人情報になってしまいますから、こちらのほうで把握して、業者のほうにそれを伝えて、そこはそういったときにいついつこちらから、名瀬からそういった形で迎えがありますよとか、そういったのも業者のほうに伝えてですね、住民の方には支障がないような形で進めていきたいと思っております。以上です。

○5番（蔵 正君）

ぜひですね、住民から安心できるようなというか、その先には行政のおかげで、大和村役場職員のおかげでとか思わせるようなことにつながっていくと思うんですよ。だから、業者にも十分、住民が喜ぶような形の説明責任を果たして、住民に不安を与えないようなことが、全集落で全事業主さんに伝わるような形は徹底してほしいと思います。

○建設課長（前田逸人君）

そうですね、今後もそういった形で業者に徹底して指導していきながら、もし守らない場合はですね、一時的な工事中止とか、そういった強い態度もやっぱりこっちの行政側としても発注者側としてもやっていかないといけないとは考えておりますので、強く今後とも指導していききたいと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○2番（前田清和君）

すみません、1点だけお伺いします。歳入においては一般会計繰入が410万ということですが、歳出において、この総務管理費の155万、そしてまたその事業費として250万ということで410万の繰り入れをしているんですが、これを見たら、光熱費、西部地区は集排が始まってから中部・東部に比べたらかなり年数が経っていると思うんですよ。老朽化もきていますから、これから修繕料とか、こういうのは必ずかかってくるものだというふうに思います。その中で、この光熱費、やはり西部もそうですけど、中部、東部、これは毎年係る光熱費だと思います。そうした中、大柵も池田里地区も、この6月1日から供用開始が入って、大柵集落においても全部供用開始が始

まったわけですが、その資料を見たときに、ほかの5市町村に比べても大和村の集落排水の基本料金、月1,000円、そして1t当たり50円、その金額を見たときに、宇検村ほかの町村に比べたら全然安いんですよね。本当に住民にとっては全くありがたい話で、これだけ安くて集落排水事業、今ずっと進めていますけど、今後この維持管理がね、きっと一般会計からの繰入金をしていかないと、独自で特別会計だけじゃ運営できないというのは、もう目に見えてくると思うんです。そう考えた先に、これから5年後、10年後、先を見据えてですね、今、村民にとってありがたい安い基本料金、使用料、今はこれでスタートしたかもしれませんが、今後、しっかりとこれは見直していかないと、いつまでもいつまでも特別会計でできずに一般会計からの繰り入れで補うという事業をしていくと、やはり先々を考えたときにちょっと先がこう不安になってくるというかですね、どうなるかなという部分もあるんですよね。ですから、今のうちからしっかりと、せつかく村長も所信表明、皆さんの前でも言っている、その集落排水事業をすることで、大和村の魅力ある海、山、そしてこの川がきれいになること、環境衛生がよくなることは本当に素晴らしいことです。ただこれをしっかりと、今後何十年も本村が独立した状況でやっていく上で、しっかりとこういう特別会計、この集落排水ですね、もっともっと先を見据えたその事業といいますか、予算の算定をですね、していただければと思うんです。住民課長、今後この、今後ね、この基本料金ですよ、村民にはありがたいです。ただ、そこを無理してまで、一般財源から繰り入れてまで、ここまでして運営して、果たしてこれは維持できるのか、正直なところどう思われます。足りんければ、一般会計からお金いただいて、それで回せばいいやって、もしかしてそうは思っていない。そうは思っていないと思うんですけど、どういうふうにお考えですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

確かに前田議員がおっしゃるように、特に西部地区などはもう年数が経って、非常に光熱水費、また修繕料とかが今嵩んでいる状況でございます。そして、水道料金と並んで集落排水の料金が安いということは事実でございます。この集落排水事業におきましても令和6年度から、公営企業会計ということで、また新たな事業運営になされます。そういった観点からもですね、一般会計からの繰り入ればかりにされるんじゃないくて、もう公営企業となると民間と同じような考えというか、そういったものになっていきますので、また今後ですね、いろんな歳出、また歳入の分析などをしながらですね、もし料金改定が必要となるのであればですね、また住民の方に、また丁寧に説明をしながらですね、理解をしていただくように、今後そういったものは十分検討していきたいと思えます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第55号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第55号、令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）につきましては、居宅介護サービス費収入の増額や産業廃棄物処理手数料、修繕料などの増額によりまして、歳入歳出それぞれ120万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,439万9,000円にしようとするものです。

6ページの歳入から御説明いたします。

款1かーるす収入、項1介護給付費収入、目2居宅介護サービス費収入の120万円の増額は、今年度の実績見込みによるものです。

次に、7ページの歳出の主なものについて御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の89万6,000円の増額は、感染性の廃棄物の処理手数料が一時的に増えたことによるものです。

款3施設整備費、項1施設整備費、目1施設整備費の30万円の増額は、玄関ドアの修繕に必要な額に不足が生じたためです。

款6予備費、項1予備費、目1予備費において4,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

利用者の家族というか、その関係者の方から、大和村の大和の園は施設も大分老朽化しているし、ベッドとかもすごい古いまんまですと、どこの施設よりも古いまんまだというような意見を聞いて、自分がその大和の園の施設に行けてない中で、こんなことを言うのもなんなんですけども、そういった声というのは大和の園の園長のほうには、そういった声とか届いていませんか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

藏議員がおっしゃるとおりですね、大和の園のベッドにおきましても、平成13年購入等のものがありまして、部品等がもうちょっとないということもありまして、今現在、4年度の当初予算の編成中なんですけれども、年次的に順次交換していく計画をしております。

○5番（藏 正君）

自分がちょっと懸念したのは、そういったものって、風評みたいなものがすごく怖いというか、大和の園はきたないとかね、古いとか、そういったものが変に広がり過ぎて、利用者が少なくなってしまったということにつながらないようにしなければと思うんですけど、今のところそういった利用者が減少しているとか、そういったことはないんですよね。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

今現在、利用者の確保が減少しているという状況にはございませんが、やはり私どもいつも気にしているのが、御家族から、また地域から信頼される施設づくりということで、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

○5番（藏 正君）

やっぱりその利用者の家族の方々の意見を聞く機会というか、そういったアンケートなり、何かそういった意見を聞きやすいような形にはしておくべきだと思うんですけど、いかがですか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

今現在、コロナ禍の中において、家族会とか、そういった開催ができない現状にありまして、そこもちょっと今、どうにかできないか考えているところなんですけれども、玄関ロビーに御家族様や面会の方々からの提案箱も設置はしておりますが、特にそういった御提案は来っていない状況なんですけれども、やはり御家族、先ほど申し上げました家族会とかの開催を、やっぱりやりながら、皆さんの御意見を賜っていききたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第55号 大和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第55号、大和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

国の介護報酬についての省令改定に基づき、本村の介護保険の各種サービスや設備等の基準を定める条例について改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

介護保険制度における介護報酬につきましては、国において3年ごとの改定が行われておりますが、今回の改定の概要や五つの柱に基づいております。一つ目は、感染症や災害への対応力強化、二つ目は、地域包括ケアシステムの推進、三つめは、自立支援、重度化防止の取り組みの推進、四つ目は、介護人材の確保、介護現場の革新、五つ目は、制度の安定性と持続可能性の確保であります。以上の五つの柱に基づき必要となる基準を国に準じ本村の条例の改定を行おうとする内容でございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第57号 大和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議案第57号、大和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

指定介護予防支援等の事業に関する事業の人員や効果的な支援の方法に関する基準についての省令に準ずる本村の条例の制定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

介護保険サービス事業における要支援者等へのサービス調整等に関する事業を村内で行うために、村は事業を行うものに対し指定をする必要があり、その基準について省令に準拠する基準を条例で制定する必要があることから、今回制定をしようとするものでございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第58号 大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、議案第58号、大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業に関する事業の人員や効果的な支援の方法に関する基準について、省令に準ずる本村の条例の制定を行いたく、御提案いたします。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

介護保険サービス事業における要介護者等へのサービス調整等に関する事業を村内で行うために、村は事業を行うものに対し指定をする必要があり、その基準について省令に準拠する基準を条例で制定する必要があることから、今回制定をしようとするものでございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（奥田忠廣君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時07分

第 4 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 3 年 1 2 月 1 0 日（金）

大 和 村 議 会

令和3年第4回大和村議会定例会会議録

令和3年12月10日（金）

午前10時15分 開 議

1 議事日程

開議の宣告

日程第 1 一般質問（4名）

午前（2名）

1 番 市田 実孝 議員

5 番 藏 正 議員

午後（2名）

2 番 前田 清和 議員

6 番 勝山 浩平 議員

日程第 2 議員派遣の件について

日程第 3 総務建設委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1 番 市田 実孝 君

2 番 前田 清和 君

3 番 重信 安男 君

5 番 藏 正 君

6 番 勝山 浩平 君

7 番 中井 文忠 君

8 番 宮田 到 君

9 番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎 一也 君 次 長 児玉 明美 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君 教 育 長 晨原 弘久 君

副 村 長	泉 有 智 君	教 委 事 務 局 長	森 永 学 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企 画 観 光 課 長	福 山 茂 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	郁 島 武 正 君
教 委 指 導 主 事	前 田 剛 君	保 健 福 祉 課 長	早 川 理 恵 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君	大 和 診 療 所 事 務 長	松 崎 泰 郎 君
住 民 税 務 課 長	池 田 浩 二 君	大 和 の 園 園 長	勝 健 一 郎 君

開会 午前10時15分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりでございます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許可いたします。

1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番、集落の活性化や環境美化、福祉対策について。

その1、高齢で庭木の剪定や除草作業が困難な方に作業助成などできないか。また、剪定等の際に出た雑木を処分する処分地が必要であると考えられるが、確保は検討できないか。

その2、集落内の環境整備支援として庭木等の手入れなど、空き家の除草作業や地域環境美化対策を自主的に行おうとする集落の団体に、地域環境美化助成金制度を作り、集落の環境対策を図っていけないか。

3番、高齢化が進み各集落の地域支えあいグループの活動はますます必要と考えられるが、その現状と今後の活動支援体制はどのようなになっているのか。

4番、集落の各種団体など、地域の福祉や地域活性化のため活動する事業・起業を支援する体制は必要と考えられるが、地域振興策としてどのような支援があるのか。

2番、結婚応援祝い金の創設について。

その1、村内で結婚し入籍居住しようとする方々に、結婚支援をしていく制度を創設応援していけないか。

3番、コロナワクチン証明書の提示の流れについて。

その1、コロナワクチンの接種に伴い、ワクチン接種証明の携帯や提示の有無が議論されておりますが、常に携帯が必要になったときのため、現在の紙の証明から、村独自で免許証などのカード式に変えられないか、お尋ねいたします。以上。

あとは自席にて行いたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えいたします。

1番目の集落の活性化、環境美化・福祉対策についての、高齢で庭木の剪定や除草作業が困難な

方への作業助成についての御質問でございますが、本村におきましても高齢化が進み、庭木の剪定や除草作業などに困難が生じている方も多くなっている中で、集落の方々同士で無償で手助けをしている状況も日常的に見受けられているところでございます。しかしながら、無償では何度も頼みにくいという状況もあったことから、日常の困りごとを有償でサポートできるよう、また、介護サービスでは担えない部分もカバーできるために、平成29年度からは御近所サポート事業を開始いたしまして、庭木の剪定や草刈り支援なども行っているところでございます。また、各集落地域支えあいグループの活動におきましても、これまでに庭木の剪定や草刈りなどを含めた困りごと対応を行ってきているところでございます。ただ、これらの活動につきましては、主に日常の軽度の困りごとの範囲でございまして、大がかりな剪定等につきましては対応が難しいため、合同会社ひらとみにおきまして、受託作業として行うことは可能であるというふうに考えておりますが、助成につきましては、村のほうにおきましては、農業振興のために助成をしているところでございまして、個人の庭木等の選定作業等につきましては、助成は考えていないところでございます。

また、処分地の件についてでございますが、現在の処分方法といたしましては、庭木などの雑木は一般廃棄物に分類されます。処分につきましては、直径30cmと長さが約150cm以内に切って燃やせる粗大ごみの指定日に集落のごみステーションに出していただくことになっておりまして、燃やせる粗大ごみの規格を上回る樹木につきましては、名瀬クリーンセンターでの受け入れはできないことになっております。そのため、他の民間処分場に搬入していただくこととなりますので、一般廃棄物の処理につきましては、村内での確保はできないということになっております。また、処分方法とは別に、現在、村の堆肥場におきまして衛生センターの脱水汚泥を搬入しまして、公園等の管理作業で出た草木類を混ぜることをしながら、堆肥にできないかということを実証しているところでございます。その際に、草だけであればそのまま混ぜることができますが、雑木類につきましては、細かく粉砕する必要があるということから、粉砕するための機器の導入等を現在検討をしているところでもございまして、資源の有効活用を図るためにも、今後どういう形で取り組みができるかということを考えていければというふうに思っているところでございます。

次に、2番目の地域美化対策を自主的に行っているということで、この環境美化助成金制度を図っていただけないかということの御質問でございますが、空き家には家屋及び土地の登記名義人等の納税管理者がおるわけでございます。本来でありましたら納税管理者が家屋や土地の管理をしなければなりません。仮に第三者が除草作業等を行う場合におきましても、納税管理者からの依頼や許可があって、除草作業や庭木の手入れ等ができるものだというふうに考えております。大島本島内に居住する空き家の納税管理者につきましては、定期的に訪れ管理ができると思いますけれども、大島本島外への内地に居住している方につきましては、定期的な管理は困難であると思っております。また、現在でも内地に住まれている方が地元の方をお願いしながら管理をさせている状況も聞いているところでございます。集落の方々に地域の環境美化対策で除草作業や庭木の手入れ等を行うことはすばらしいことだと思いますが、個人の土地にある除草作業や庭木の手入れ等に関し

ましては、納税管理者と集落の方々と協議をしてもらい、実施してもらうのがいいというふうに思っております。

以上のことを踏まえまして、個人の財産に関わることへの集落の方々による地域環境美化助成金制度はできないものではないかというふうに考えているところでございます。

次に、3番目の地域支えあいグループの現状と今後の支援体制についての御質問でございますが、地域支えあいグループにおきましては、地域におけるお互いさまの関係の中で、高齢者や障害者、子育て等の困りごとに対しまして、声かけやサロン等、いろんな形で支えあっていることを理念といたしまして、平成23年度以降、集落ごとに行われております自主ボランティアグループ活動でございます。定期サロン活動やグラウンドゴルフ活動の集い型のものから、おかず配達、草取り、買い物支援など、個別対応まで様々な工夫の中で活動を行っておりまして、令和2年度の活動実績といたしましては、コロナ禍の活動自粛の中ではございましたが、活動回数は380回、述べ参加者数といたしまして2,613名になっているところでございます。また、御近所サポート事業も組み合わせながら活動を行っておりますが、認知症の方に対する内服の声掛け、ポータブルトイレの片づけ、傾聴、見守りなどが増えてきているところでございます。こういった個別対応につきましては、目に見えにくい活動であります。現行の公的介護サービス、障害サービスだけでは対応できない部分もございまして、地域を支えていく力としては非常に重要な役割と考えております。しかしながら、このグループ活動が約10年経過をいたしまして、世話役を担う方の高齢化など、活動の担い手も減少していることから、活動をどのように継続していくかが課題になっております。現在のグループへの支援といたしましては、活動実績に伴いましてポイント付与が中心であり、1回の活動当たり1,000円分の村内で使える商品券として付与しておりますが、そのポイントはサロン等のお茶代などに利用されております。また、グループ活動の拡大や新たな展開等の計画がある場合には、その都度、グループの皆様とお話し合いをさせていただきまして、県補助金等を活用し、必要な財源を確保しながら支援をさせていただいているところでございます。今後さらに少子高齢化が進む中、地域住民によるきめ細かい支えあい活動は、地域全体を支える上でも、さらに重要性を増してくると考えておりますので、各活動が安定的に継続していけるよう、今後の活動につきましても、グループ代表者とも協議を行いながら進めていきたいというふうに思っております。

次に、4番目の地域の福祉や地域活性化のための事業・起業支援をしていく必要についての御質問でございますが、国全体といたしまして、これからの地域共生社会の構築を目指していく中におきましては、全世代、全員参加型のまちづくりの推進や、小さな拠点の形成、地域運営組織の形成などを掲げておりまして、これに伴い地域福祉向上のための事業展開や地域住民による新たな福祉活動の立ち上げ等に対しての助成も拡充されております。地域における住民活動は、あらゆる面から地域振興につながると考えておりますので、これまでも事業要望や相談があった際には、その都度一緒に協議をしながら事業申請もさせていただきながら、今後も積極的な支援を図ってまいりたいと考えております。

また、起業の支援につきましては、地域経済の活性化、雇用機会の拡大を図る意味でも支援を行う必要性を感じておりまして、産業振興及び地域活性化等に資する事業の起業、創業、既存事業者の事業メニュー拡充を目指している方々を支援することを目的とした支援助成金の制度を、令和4年度当初予算に計上させていただくべく、制度設計について現在検討をしているところでございます。

次に、2点目の結婚応援祝い金の御質問でございますが、第2期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、基本目標3で掲げております結婚、出産、子育てに関する男性の独身率の軽減を図るとともに、子育て環境の充実化を図るという基本的方向性を設定しております。人口の社会増減の構図は、ある自治体の転入者が増加し人口が増えると、別の自治体の転出者が増加し人口が減少するということになっております。つまり、人口の定量の奪い合いでしかなく、人口減少問題の抜本的な課題解決とはならないことから、第2期総合戦略策定時におきまして、生産年齢世代の中心であります20代から50代男性の独身率は53%になっておりまして、この独身率の軽減に努めるとともに、出生数の向上を図るためにも、必要な支援の取り組みであると理解をしていることから、このことにつきましても、令和4年度当初予算におきまして計上できるよう結婚応援助成金制度（案）という形で、今検討をしているところでございます。

次に、3点目のコロナワクチン証明書の定義についての御質問でございますが、全国におけるコロナワクチン接種証明書の現行制度につきましては、発行対象を海外用に限定しまして紙での発行が行われているところでもございますが、12月中旬以降をめどに日本国内用の発行も予定されまして、その発行方式につきましては、紙での発行に加え、スマートフォンアプリを利用した電子申請も予定されているところでございます。そのため、村独自の接種証明書は予定していないところでございますが、全国の制度に従いまして準備を進めながら、接種証明書の発行を希望される方に対しましては、速やかに手続きが行われますよう対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により自席のほうから関係課長のほうからも答弁をさせていただきたいと思っております。

○1番（市田実孝君）

村においては、高齢者率も40%を超え、今まで村内に宅地を持ち、家屋を持ち、子供を育て、子供が巣立ち、夫婦だけになり、そしてまたお一人になられたお年寄りの方が、今まで庭とか、植木とか、丁寧に管理されていた方々が、足腰が弱くなり、庭を眺めながら、雑草が生えて、それを手入れすることもままならない。何とか年金だけでは、例えば旦那さんが植えた木々を管理することもできない。何とか村のほうで、その管理をするために半額の助成とか、作っていただけないかということで趣旨を申し上げております。庭々の防風林とか、いろんな木が植えられておりますが、例えば国直のフクギとかですね、ハンギと言いますと、別名、産業課長御存じないですか、ハンギ。これ、多分ツゲじゃないかと思うんですけど、ツゲ、ハンギ。それとかイヌマキとかですね、

そういったふうで奄美は暴風地帯ですので、そういった庭々に植えて家屋を守っております。その木がですね、もう先ほど申したように、お一人になると管理がままならない状態で、集落内を、各集落回ると、はみ出してしまって交通の妨害に、見通しが悪くてですね、そういった状況が見受けられる集落が多々あります。それで、奄美は観光地であり、多くの観光地では平成16年施行された景観法に基づいて、景観条例を作っておりますが、大和村はその条例とがありますかね。

○企画観光課長（福山 茂君）

大和村においては景観条例のほうは制定をしておりません。

○1番（市田実孝君）

観光地、例えばですね、京都とか、一番この景観条例が厳しい京都とかは、建物規制とか、いろんな日本で一番厳しい景観条例ということで、家の前を掃除してやるとか、京都の方々は自分たちの街に誇りを持っていらっしゃるんですよ。それは厳しい景観条例をね、自治体がつけているからで、私たちはそこに住み続けたいと、日本一、そう思っているらしいんですね。そういったあれで、景観の法律というのが作られているんですけども、大和村では、奄美の自然、木々、動植物だけが観光の名所ではなくて、この奄美に何千年も森や山とハブと一緒にですね、住み続けているこの集落自体を、その景観の一つなんですよ。それを守ることは自治体の責務、責任ですよということを、この景観法というのほうたっているんですけども、そういうことからいきますと、村に固定資産税を払いながら、若い頃から宅地を整え、景観をきれいにしてきた方々が、年を取って動けないから、ちょっと手助けをお願いできないかということで、今耳に、私の耳に届いているんですけども、それに対してどう思われますか。

○総務課長（政村勇二君）

議員がおっしゃることもございますが、やはりどうしても個人の財産、まずは個人の財産の範囲の中でのことだと思われます。やはり、その個人の方がどうしても管理できなかった場合には、やはり冒頭答弁でもございましたが、集落の方であったり、そういったこれまでの集落の中でも継続されてきた周りの人たちの協力を得ながら対応をしていっている、これまでの集落の流れ等もございます。ただし、本当に、今後ですね、実際住んでいない方、例えば、こちらに個人財産があつて、内地に行って全く管理できない方という方たちがいらっしゃった場合にはですね、空き家の状態等も踏まえて、踏まえた場合にはですね、その管理の状況は、また事務嘱託員等も考慮しながら、それがやはり先ほど質問の中でもあった、交通、集落内の交通の不便性が生じていると。そして管理をする人たちが実際存在しないということであれば、また考慮、検討していかなければならないのかなというふうには思っておりますが、今現在では、やはりそういった方たちがいらっしゃるところにおきましては、やはり個人の財産が優先されるべきだと思っておりますので、そういったところも踏まえて答弁とさせていただきたいと思います。

○1番（市田実孝君）

9月ですね、議会で同僚の前田議員さんが、空き家除去助成金など検討できないかということ

で、助成について課題が出ており、十分は検討があると答弁をいただいておりますが、その課題が、今おっしゃったような私有の財産ということでのあれですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

空き家・廃屋対策としていろいろ検討しているところでございます。その中で、現在考えておりましたのは、集落のほうでどうしても、持ち主が不在である、持ち主が不在であることから対応ができない。であるが危険であるということから、なかなか改修ができないという、改修と言うんですかね、撤去ができないという問題なんかが生じてきておりますということで、集落に対して集落で責任を持って対応していただく、その上で進めていこうということで進めてはありましたけれども、やはりそれで、また現在その形でありますと、やはりその所有者の件、そういうのが問題が生じてまいりますので、現在またちょっと内容を練り直して、内容をまた再度検討いたしまして、実際、どのほうがスムーズに、そしてまた公平に、また対応ができるのかという形などを、再度検討しているところでございます。

○1番（市田実孝君）

その廃屋を含めてですけれども、テレビとかで都会でゴミ屋敷というのが出ますよね。この廃屋というのはゴミ屋敷のことですよね。

○企画観光課長（福山 茂君）

ゴミ屋敷というのは、私どもの認識では、そこを利用されている方がなかなかゴミとか、そういうものを搬出できずに、それでなかなか溜まっている状況であるものかというふうに認識しております。私どものほうで廃屋として考えておりますのは、ずっとお住まいになっていない、ずっと空き家になっている。その中で、普段使える状態にもなっていない。大風のときには危険があるような、そういう状況。そういうものに対して危険な状況であるということで対策はできないかということで考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

今課長がおっしゃったようにですね、もう住みもできない、片一方潰れて、そこにススキが生えている状況。台風のときは吹っ飛ばかもし分からない状況。そういった屋敷には道路等のごみも舞い込んで、ごみも散乱しております。ですから私は、この廃屋廃屋っておっしゃいますが、都会で言うゴミ屋敷だろうと、私は思っています。そのゴミ屋敷なんですけれども、それはですね、

○議長（奥田忠廣君）

市田君、あなたが発言の要旨に書いてあるのと、このゴミ屋敷というのはちょっと違いますので、これに戻っていただけますか。

○1番（市田実孝君）

それと関連して、家々の除草作業というのは必要だから、私はしゃべっているんですけれども、いかがですか。

○議長（奥田忠廣君）

ちょっとあなたの質問通告書とちょっと違うような気がしますので、

○1番（市田実孝君）

私は一緒だと思うんですけど。

○議長（奥田忠廣君）

質問通告に戻ってください。

○1番（市田実孝君）

それですね、お年寄りが庭とか、隣ですね、ごみ屋敷が危険な状態にあるのに、お年寄りは何もできない。自分の隣りにですね、そういったのがあれば、自分の家にもハブが来るかも分からない。危険な状態、村は安心・安全な住環境を目指すということをうたっておりますけれども、庭々の木々とか、隣りの雑草地、住宅であったそれとかが伸び放題になってしまえば、そういった危険な状態を誘引しているということなんですので、それで何とか村のほうで安心・安全を守るためにも、この宅地なり、住んでいるそれを景観を保つために、やる気がある人には村のほうで何らかの助成をしていただけないかということで、今質問しています。改めていかがでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃるのは、分かります。先ほど答弁しましたように、今、我々がどこまで住民サービスをするかということが基本前提にありながら、やっぱりその庭木の剪定、廃屋の対応も、やっぱりその個人の財産に関わるものについては、そこが一番行政としてどこまで踏み込んでできるかということが、やっぱりネックになりますので、そこらへんは私は今のところ考えていないという答弁をさせていただきましたけれども、そういう困りごとに対する対応を我々もどういう形でできるかということは、また検討させていただいて、自主的に村民に対して不平等にならない中で、我々は対応しなければならないというのが基本原則だというふうに思っておりますので、その点を含めてですね、どういう形でできるかということは、今後検討させていただければというふうに思います。

○1番（市田実孝君）

いろいろですね、そういったことで調べさせていただきましたが、東京の足立区がそういった樹木の伐採費用は、上限を100万をしてですね、補助するよというような制度を作っておりますね。それは、第三者、地域の代表者に構成された生活環境保全審議会なるものを設けて、例えば、役場職員とですね、集落の区長さん含めて、そういった方を含めてこのことを解決していくというような方法を取っている場所があります。ぜひですね、奄美大島におけるその廃屋なり、樹木の伸び放題のですね、それはできるだけ環境をよくして景観をよくして、観光客を奄美に、観光地にですね、来ていただくような方法を検討していただきたいと思います。

続きまして、地域支えあいグループに関してお伺いいたします。保健福祉課から資料をいただきまして、今現在、活動を、これ、平成2年度の活動内容ですけれども、ほかのところはちょっと控えまして、私のおるおがみの会のあれを言いますと、活動が年11回、平均5人、参加総数が56名、

そういった方が活動しておりますけれども、サロンの集いの会とかですね。それに対する村からの支援が1回当たり1,000円で、ポイントが11回で1万1,000円となっておりますが、日曜日にお年寄りをサポートするために、恐らく3・4名、4・5名の方が責任者として、日曜だからと言って暇なわけじゃないわけですね、その方々は。仕事も、何か、日曜日にやりたいことがたくさんあると思うんですけど、それに日曜日費やして、お年寄りと一緒にサポートする事業、その1回につき1,000円のポイントで、お茶菓子も出さず、これでは出せませんよね、1回1,000円じゃね。これは誰が出して、お年寄りにお茶とか、それは饅頭は要らないですけど、集いの会ですから。饅頭は要らないけど、お茶だけでも構いませんけども、そのお茶代1,000円で済むのかどうか。ちょっと私はこの金額を見たときにですね、余りにも少ないんじゃないかと、ほかのところもですね、そういった状況みたいですね。参加総数が2,613名、平成2年度は参加しているようですけども、これに対して課長はどのように思いますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

先ほど答弁のほうでもございましたように、この活動については基本的に自主ボランティアグループという形でやっていただいておりますが、やはり議員のおっしゃるように、日曜日、土・日を使って、自分の時間を使って、その責任者の方々が活動を展開してくださっているという部分がございます。そのため、支えあい活動におきましては、発足当初から定期的に代表者会議というのを続けておりまして、その中で不都合がないか、困っていることはないか、そういうことを確認しながら会議を進めてまいっております。その中で、当初はポイントというのもございましたけれども、活動に当てることができるということで、途中から1回1,000円という形でポイントも付与している状況でございます。会議のたびに困っていることはないかということをお尋ねしておりまして、必要な物がありましたらおっしゃってくださいということで確認をしておりますが、現在のところその会議の中では特に要望というのがございましたので、その状況でやっておりますけれども、また再度、個別にでも確認をしながら、もしそれで不足があるということで活動に支障があるということであれば、何らかの支援をまた考えてまいりたいというふうにおもっております。

○1番（市田実孝君）

このグループは、発足当時にですね、拠点づくりということで津名久はじめ思勝、大金久とかですね、その拠点を作っております。そこにはやっぱり水道料なり電気代の基本料金ですね、使う使わないは別にして、基本料、水道350円、使わなくても。電気代基本料1月1,188円、1月ですね。それを1年にしますと、大体1万8,456円の経費が掛かっております。全く使わなくてもですよ。そのお金は誰が払っているかということですよ。この支えあいグループが自らが自腹をして払っているのかという、この思勝1万1,000円になりますけれども、そういったのを見ましたときに、この村の支援はですね、今からこういった御近所サポート事業というのは大切だとうたいながら、あまりにも金額が少なくて、その方々に負担を強いているんじゃないかと思うんですけども、い

かがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

拠点を構えているところもいくつかございますけれども、その費用、経済的にかかる高熱費等についても、大丈夫なのかということで、会議の中等でも確認をしているところでございます。中には、1回当たり募金ですね、御自分たちでワンコインとかいう形で設定をして、その中で賄えているから大丈夫よというようなところもありますけれども、現在、代表者会議を行っている中では、そのように困っているという声がなかったものですから、こちらも確認をしておりますので、今後、この地域づくりの上で、非常に有意義な活動をされている団体というふうには認識をしておりますので、活動に困りごとがあれば困らないような活動の体制というのをサポートしてまいりたいというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

私がこの件を取り上げさせていただいたのはですね、集落助成金各集落30万ほどいただいております。これもコロナの影響で集落豊年祭と収益事業ができないために集落がいただいているんですけれども、この事業のね、参加者にとってこのように金額が少ないものですから、集落からの助成はいただけないかと、こう耳に入ったものですから、集落自体も老人クラブ、女性団体、青壮年団体、いろいろ分配して活動を、その30万で支援して集落運営をやっている中で、村のせっかくご近所サポート事業実施、そんな事業をつくり立ち上げながら、その方々に負担を強いるような、今形になっているんじゃないかと思ったものですから、私としてはちょっと聞いてみたいなということなんですけども。これもまた、1団体ですね、せめて3万なり、5万なりの基礎のあれを出していただいて、バックアップするような形に考えていつていただきたいんですが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

先ほどのそのおがみの会からはですね、こういった活動をしたいので費用がないかということで御相談を以前受けておりまして、こういったのが対応できますよというふうにお答えはさせていただいたところですが、今回、また違う形で集落のほうに要望が行ったというふうには伺いました。そこで、基礎となる費用はどうかという御質問でございますけれども、発足当時からですね、これは集落、その代表の方々とずっと話し合いながら作り上げてきたものでございますけれども、その中で、例えば世話役さんの有償謝金が発生したりとか、そういうのは必要ないかという話も出ておりましたけれども、グループのほうから、あまりその費用をいただくことで、自主ボランティアという形なので、負担が責任とか、負担感が生じてしまうのではないかとということで、今の無償の形でやらせてほしいということがありましたので、現在までその形で続けております。ですが、今後高齢化率が高まってくる中におきましても、活動の在り方というのも変化させていく必要があると思いますので、今言った御意見に関しましては、また近々代表者会を開催して話し合いを進めてまいりたいというふうに思います。

○1 番（市田実孝君）

ぜひ御検討をお願いいたします。

続きまして、結婚応援支援金の祝い金の創設についてでありますけども、結婚をしようとする方は、全ての方がですね、結婚資金とか、準備資金があって、恐らく結婚する方は、私の予想ですが、10人中5人もいないんじゃないかと思います。結婚をしようとするときに生活に困る。同じようにですね、子育てをしようとするときにお金がなくて子育てが苦しい。そのために、今村のほうでは子育て支援を充実させておりますが、この当初のですね、結婚応援資金、そういった制度を村長も考えておられるということですよ。ぜひですね、そういった支援対策を村のほうで作っていただけないかと思います。

国のほうもですね、新婚カップルを地元にお祝いとした結婚新生活支援事業、2016年にスタートして、上限30万から来年から60万に上がるような制度となっております。大和村で結婚するよというのは年々少なくなっているかと思いますが、村を挙げてですね、そういった新カップルを応援していただきたいと思います。その様な制度があれば、他の地域からも、大和村は結婚祝いから子育てから全て充実した大和村であるというふうに名を売っていくものと思いますので、村長、ぜひ検討をお願いいたします。

○企画観光課長（福山 茂君）

議員のほうからございました国のほうで制度充実をするための対応、結婚支援金制度ですかね、行っております。その支援金制度につきましては年齢制限がございまして、それで29歳までが60万、そしてまた39歳までが30万という制度になっております。その制度の内容につきましても、経費の内容などが決められておりまして、引っ越し費用であるとか、そういうものも限られております。そういう形で年齢制限であったり、かなり縛りのあるものになっております。実際にその対応、実際にその取り組みをされている自治体とも確認をしましたけれども、申請が上がって来てもなかなか全ての方ではないようなことも聞いております。その中で、大和村としましては、やはり定住対策とか、そういうことも考えますと、また何らかの結婚支援制度という形で、現在創設に取り組んでおります。また、それが大和村の方々にとって大和村に合ったもの、そういう制度のほうを、また検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○1 番（市田実孝君）

今ですね、若者は2日前の村の補正の資料にもありますように、正規職員、役場の職員がですね、正規が57、会計年度が82ですか、そのように、今社会の中でも正規で働いていらっしゃる方は、この低所得で働いている若者もたくさんいる現状にあります。そのような方々のためにも1円でも2円でも、そういった方々に応援していくような形を、課長がおっしゃったように検討していただきたい、このように思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、コロナワクチンの証明書の提示の流れについてお伺いいたします。先ほどのですね、国会の総理の所信表明にもありました、このコロナワクチンオミクロンが今騒がれております

が、それと同時に経済活動はしなければいけない。イベントとかもしていく流れになりますが、そのときにですね、今のところ、その証明書を提示するというような流れになっておりますので、総理もマイナンバーカードにその証明書を入れ込むというようなこともおっしゃっております。それは時間がかかることだろうと、私は思います。それで、大和村の方がですね、都会に行かれて、歌謡ショーなり、野球観戦なり、いろんなイベントに旅行で行かれたときに、証明書を、この紙の照明書を持って歩いて、雨にでも濡れたらですね、すぐだめになる。その証明書発行でですね、再発行で、ある自治体では職員を常に配置しなければならない状況も生まれているみたいですね、紙のために大切にどこかにしまってしまったということで。大和村で再発行される方はいらっしゃいますよね。いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

これまで再発行、接種済証の再発行ということで要望があった方が数名ございます。

○1番（市田実孝君）

やっぱり行動が今から広がっていくと、なおさら再発行の依頼は増えていくものだろうと思います。それで携帯するためにですね、できれば簡単なカード式ができないかということで、私はお伺いしていますが、難しいことですかね。どうですかね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

新しい接種証明書ということにつきましては、12月中旬をめどに国のほうで国内用を発行することで準備を進めておりまして、それに基づいて大和村でも今準備を進めておりますけれども、方式としましては紙か、または御自分のスマートフォンのアプリを使った形での証明方式という二つに分かれるということを聞いております。現在の接種済証というものに対してですけれども、全員に交付をしておりますけれども、それにつきましてはシール式になってございますので、そのまま紙で持ち歩いていただいてもよろしいですし、あるいは御自分が持っている手帳なり、カードなり、貼っていただいてもよろしいですし、あるいはそれを携帯のカメラ、あるいはスマホのカメラで撮っていただいて、それを証明として使うということもできるようになっておりますので、あえてカード式にする必要はないものと思っております。

○1番（市田実孝君）

一応、お年寄りとかがですね、携帯で段取りするのちょっと難儀があるのではないかとということで、私はこれを挙げさせていただきました。携帯ですむんでしたらそれでいいかも分かりませんが、もしですね、国なりもマイナンバーに取り入れるというような形を取っておりますので、それまで待つか、独自にするか、また何らかの形で、次回また検討させていただきます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、5番、藏 正君に発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。さっそく一般質問を申し上げます。

はじめに、令和4年度に向けて、村民がチャレンジしたくなるような予算措置は講じられているのか、お伺いいたします。

農業へのチャレンジに対する支援策について。これまで本村においては堆肥や肥料並びに種子や苗木、その他、資材の助成をはじめ、高齢者の労力支援策として、高齢者が第三者に委託した作業代金についても補助を行い、合同会社ひらとみにおいても農作業受託事業を始めるなど、村民に幅広く支援策を講じることで、村内農業従事者の生産意欲の維持向上に大きく貢献していることは、十分承知しているところであります。

しかしながら、今回あえて質問いたしますのは、毎年何百本もの苗木が流通しているにも関わらず生産量が増えてこないことや、本村において主となる園芸作物が定着しないことなどを考えたとき、毎年実施している支援策について、費用対効果等を考えた中で、十分な成果が得られているのか。さらなる効果を生み出すための改善策について検証を行った上での次年度予算編成といった流れになっているのか、EDCAサイクルが機能しているのか、お伺いいたします。

同様に加工品開発から販売までの支援策や観光関連企業への支援策についても答弁を求めます。

通告書の④チャレンジ牧場について伺います。以前からお伺いしている肉用牛子牛生産事業については、大島群島においてサトウキビにかわる主力産業に発展していますが、本村だけが取り組みのない状況にあります。まずは合同会社ひらとみの事業並びに雇用の拡大策として取り入れ、将来において牧場での体験を通して自立喚起を促し、肉用牛事業者を育成していくという長期プロジェクトを立ち上げる考えに対し、村長の御見解を伺います。

次に、世界に誇る自然に囲まれた本村において、世界に発信できる人財育成をテーマに、子供たちの感性を高める教育について取り組む必要がないか、お伺いいたします。本村の子供たちの学力については、鹿児島県の平均を上回る成績が続いていることについて、教育委員会をはじめ教職員の尽力のたまものと敬意を表するところでございます。また、第39回青空図画コンクールにおきましては、大棚小学校の前田流星君がヤドカリを描いて最優秀賞と、グランプリ獲得の記事で新聞紙上を賑わせて、村民に元気を与えてくれました。そこには、お父さんではなく指導員の先生の熱意が伝わってきます。今回の質問の意図は、現在の教育方針にもの申すものではありません。ただ、世界遺産登録によって世界に類を見ない生物多様性の島であることが世界中に知れ渡り、島の子供たちが真に島の自然に誇りを持ち、世界に向かって発信していけるような人財育成を考慮した教育になっているのか。これまで以上に多様な生物を題材として取り扱い、感性を吹き出し、子供たち個々が持つ才能を開花させる教育の導入が必要ではないかと考えて質問するところであります。感性の育成や才能の引き出し方について述べる立場にはありませんが、後ほど紹介する事例から感じたのは、遊びの中からの学び、わくわくすること、またそれを継続することで子供たちの感性が生まれ、感性が育まれ、才能が引き出されるように感じております。しかしながら、緻密な

カリキュラムが組まれた学校教育の中に、遊びの継続を盛り込むのも困難だと思います。この際、クラブ活動的な発想でやまとっ子スクール等において、プロフェッショナルな人材を定期的に招致するなど、島を世界に発信できる人材育成を目的とした本村独自の取り組みについて検討していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

以上、壇上から申し上げ、答弁の後、自席から再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、藏議員の御質問にお答えいたします。

まず、私のほうからは令和4年度の予算についての答弁をさせていただきまして、感性を高めるための教育につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

それでは、まず1点目の村民がチャレンジしたくなるような予算措置が講じられているかとの御質問でございますが、まず、農業へのチャレンジに対する支援策につきましては、議員の御質問にもありましたように、これまで村におきましては農業者に対し、肥料助成、果樹の苗木助成、農業資材助成等の村単独の助成事業を実施しているほか、鳥獣侵入防止柵や農業用水の整備、合同会社ひらとみによる農作業受託等、多くの支援を行っているところでございます。これは現在、農業をしている方を支援するという目的もございしますが、新規に就農される方も活用できる支援でもございます。また、新規就農者におきましては、収納直後の経営確立を支援する農業次世代人材投資事業がございまして、最長で5年間受けることができます。そのほか、農地を貸借しやすい仕組みとして、平成26年度から始まりました農地中間管理事業や、今年度に整備いたしました村民農園を活用した農業に参入しやすい環境づくりを実施しておりますので、農業にチャレンジしやすい支援体制につきましては、ある程度できているものではないかというふうに思っているところでございます。一口に農業と言いましても、様々あると思います。また、農業をする人によって様々な相談があるわけございまして、新たに農業にチャレンジしたいと考えている方におきましては、村のほうでしっかり相談に受けていきたいというふうに思います。

御質問にもありましたように、これまでの苗木助成等における成果検証につきましては、農家台帳を整備させていただきまして、その方の農地にどれだけのスモモ、タンカンの樹木があつて、何年木があつた中でこれだけ、どれだけの収納が見込まれるかという予測も立てていただくように、担当課のほうで取りまとめもさせていただいているところでもございます。これが一概に生産量にすぐ結びつくものではないと思っておりますけれども、やはり農家がどれだけの樹園地を持ちながら、この苗木助成を要望しているのかということの、やはり我々も実績の中身をしっかりと把握しながら、農家指導にあたっていきたいというふうに考えているところでもございますので、今後ともまだまだ足りない部分がありますが、農家の把握、そして農家の相談に応じながら農業振興に努めていきたいというふうに思っております。

次に、加工品開発から販売までの仕組みにつきましては、加工品の開発におきましては、今現在、県の中央サポートセンターや6次産業化サポートセンターと連携を図りながら取り組みをして

いるところでもございます。本村におきまして、今年度、令和2年2月におきまして、タンカンの加工について加工技術の出前相談会を県と連携して実施をさせていただきました。また、鹿児島産業支援センターによりますよろず支援拠点におきまして、専門家が無料で経営相談を実施するなど、商品のパッケージやデザイン、販路の拡大などに対しまして相談が可能ですので、要望に対して我々も対応させていただきたいというふうに思っております。加工であるか販売であるか、団体や個人におきましては違う課題があるわけございまして、それぞれの課題に応じまして県のそれぞれの関係機関を利用しながら、我々も対応していくことが大事ではないかというふうに思っております。村といたしましても、相談に応じながら、しっかり連携を図りながら、課題解決に向けた支援も、チャレンジを考えている方に相談を応じていきたいというふうに思うわけでございます。

次に、その観光関連起業支援につきましても、これまでも議員の皆様からいろいろと質問をいただいているところでもございます。なかなか我々も制度設計が確立されていない中でございますけれども、やはりなにがしかのこの支援策については考えていかなければならないというふうに思っておりまして、来年度早々、しっかり、これが皆さんに充実したものになるかは分かりませんが、ある程度の施策としてしっかり制度設計を作っていきたいというふうに思っておりますので、その点についても議員の皆様のお理解をいただければというふうに思うところでございます。

次に、チャレンジ牧場につきましては、畜産事業復活のために先駆けとして合同会社ひらとみに新たに畜産事業を行っていったらどうかということでもございますが、これまでも議員のほうから質問がございました。御案内のとおり、これは村の地形の条件からしまして、実際、我々も肉用牛というか、畜産にチャレンジできないかという検討はさせていただきました。しかしながら、よその状況を聞いてみますと、やはり牧草地がないとなかなか経営的に難しいという話も聞いておりまして、この牧草地の確保については、これまでも遊休農地やいろいろ調べさせていただきましたけれども、今のところこの畜産における取り組みはなかなか難しいものがあるのではないかとというのが我々の今結論に至っているところでもございます。今後、どういう形でできるのかというのは、いろいろ今の時代に合った畜産のやり方もあろうかと思っておりますので、その点につきましては、県の指導等を仰ぎながら、我々も取り組みができればというふうに思っているところでもございます。議員の質問にもありますように、せっかくこの合同会社という組織がある中では、確かに雇用とかつながっていくものだというふうに考えておりまして、今後とも幅広くこの合同会社の経営のあり方を、我々もしっかり取り組みをさせていただきたいというふうに思っておりますので、そういう点についても御理解をいただければというふうに思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、関連等の質問により自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

2点目の完成教育の導入についての御質問でございますが、本村では教育行政施策基本目標において、大和村の教育風土を構築した偉大な先人たちの業績や豊かな自然、深い歴史、伝統文化や芸能を正しく学び理解し、郷土への誇りと愛着を持ち、郷土の発展に尽くす人材の育成と設定し、村内全体で郷土教育の推進を図っているところであります。この目標達成に向け、各小学校では低学年において自然環境、中学年において産業や伝統・文化、高学年において伝統・文化・歴史・人物を柱に、中学校では1年生で郷土の食、2年生で郷土の歴史・文化、3年生で郷土の自然・環境を柱に学習を進めております。発達段階に応じて大和村の良さを五感で感じながら、体験活動にて学び、学んだことを教科等の学習に生かすことで郷土を愛する心情を育てております。例えば、小学校低学年で奄美野生生物保護センターを活用し、大和村や奄美大島固有の山や海辺の生き物について、座学や自然散策等を通して学びを深めています。このようにして学んだことを特別の教科、道徳の学習において、これらの自然を大和村のよさと考え、それらを大切にしていこうとする心情を育てており、議員のおっしゃっている感性を高める教育につながっていると考えております。自分たちの住んでいる大和村のよさに気づき、このよさを守りながら子供たちにとっての誇りに高めることができるよう郷土教育を推進し、大人になって大和村のためにと考え、行動できるような子供たちをこれからも育てていきたいと考えております。また、一人1台端末の活用による情報教育の充実など、時代に合った教育を推進し、これからも情報化社会に対応できる人材育成を目指してまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問により関係課長、あるいは自席のほうから答弁させていただきます。

○5番（藏 正君）

答弁をいただきましたけども、村民がチャレンジしたくなるような予算措置ということで題にしましたけれども、奄美大島の長期戦略ビジョンの中でもチャレンジできる、若者がチャレンジできる島、チャレンジできる土台づくりというのがテーマになっていると思うんですね。ですから、それをキーワードにチャレンジという言葉を出してきたんですが、大和村では本当にもういろんな意味で、花や苗から肥料、堆肥、いろんな意味で助成措置をしている、ほかの市町村では考えられないくらい措置を講じているのは、もちろん理解しているんですけども、その中で、さっき言った就農支援の事業とかに参加して、大和村で農業をしていきたいという人が、その数が増えてこないということと、その苗木を毎年いっぱい苗木が流通していく中で、それが生産量として定着していかないところを、もうちょっと掘り下げた、その原因はどこにあるのかとか、もうちょっと掘り下げたところで考えていかないと、ただそのチャレンジしたいという人が出て来ないんですよという形で、待ち受けの形だけでいいのかなというのを思っていますね、この質問をしているということを御理解いただきたいと思います。

そこで、産業課長にお伺いしたんですけども、今言っている苗木が増えていく中で、なかなか定着していかない、その理由については、どのようにお考えになっていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

担当課としましても、毎年スモモで400から500、タンカンでもそれぐらいの本数をして、もう累計で言いますと7,000本ぐらいは助成している計算になります。議員がおっしゃるように、生産量がなかなか伸びて来ないということで、我々としましても植栽後に樹園地の調査とかして、個人の園地ごとの本数、そういったものは把握しておりますが、それ以外に一番生産量がスモモなんです、タンカンは毎年それなりの安定した生産量がありますけれども、スモモが今年は令和3年については40 t、総生産の40 t、しかしその前の年はわずか3 t、JAの共販にも乗せられないというような量でした。一番多いときで平成2年の450tですから150分の1になっています。150分の1というのは、そのときに比べて樹園地がそれだけ減ったのかということ、そうでもない。高齢化で管理が不足してそうなったという、そんな150分の1もそうじゃないのに、生産量がそれだけ伸びないというのは、何か大きな理由があるのではないかとということで、いろいろ関係機関にも相談しても話しているんですが、一番の原因は地球温暖化に結びついて、いまきている状況で、そういわれると行政としてなしようがないなというような考えもあったんですが、いろいろ聞くと、スモモは落葉果樹なんです、本土にも同じような落葉果樹、ナシとかですね、そういったのがあって、それも温暖化の影響で開花不順になって生産量がなかなか伸びて来ないという状況があって、その解決策として今のスモモについては6月、11月、12月に肥料を与えているわけですが、その開花時期に肥料成分が切れるような形で、肥料を与える時期をちょっとずらすことで、開花後に1回当たるような形で、それで開花不順をなくして着花状況をよくしようということで、昨年から試験場普及JAさんが協力して、村内の試験地でしているところですけど、まだその検証結果というのは出ていないところですが、そのようにして、せめて100 t、スモモの村と言っておりますので、せめて100 tを目指すように農家さんには意欲を減退させないようにスモモの村大和村ですので、一生懸命スモモを作って、来年は今年は台風がなかったのも、来年は豊作になりますよと言って樹園地を回って励ましているところですが、その結果がですね。ある程度安定した生産量に、生産の確保ができるようにこれからも農業に対する支援は行っていきたいと思っております。

○5番（蔵 正君）

産業課長がおっしゃるようになりますね、スモモに特化して言えば、相当に温暖化の影響がきているんじゃないかなという、実際に下場でスモモが着果が少ないときに、福元地区ではすごい2 Lクラスの、2 Lから3 Lまでのスモモが獲れたよという話があります。じゃ、下場でスモモがある程度獲れた去年ですね、今年か、今年の6月の福元地区はどうだったかということ、そんなに肥大していないという状況で、下場にあった気候のときには福元が獲れなくて、福元に合った状況のときには下場が獲れないというのが、そういった状況が見込まれるんじゃないかな、確定ではありませんけど、そう思ったときに、スモモの産地としては、やっぱり福元地区にも植え付けていかなくちやいけないんじゃないかなということで、私、個人的に今年の、去年ですね、苗木、スモモの苗木を福元のほうに植付したんですが、100%全滅しました。というのは、クロウサギの捕食にあっけしま

って、この頃推奨している農協では3点張り方式と言っているんですけど、苗木の周りに3本の柱を立てて、透明のビニール袋で囲う方式をやるとクロウサギ対策もできるし、ちょっと保温的な効果もあって生育的な効果も望めますよということがあったんですが、その温暖化の影響だけじゃなくて、僕みたいに苗木をうまく、何と言うかな、定着させきれない農家さんも結構多いんじゃないかなと思うんですよ。ですから、そういった意味で、苗木を植え付けて、植え付けた後にこんな格好ですよというような実証農園というのが、みんなが行きやすい、行ける、その実証農園とかいうのの確保、苗木の植え付けから、苗木の植え付け状況から中間管理から、ずっと追いかけて見て行けるような、そういった実証農園づくりをしていくことで、前に目標的な話であった樹園地を、耕作放棄地を開いて樹園地を作って、それを分譲していくんじゃないというような構想にたどり着くのは、そういったところから始めていかないと到底夢のまま終わってしまうような話になるんじゃないかなと思うんですけども、そのような実証農園のこしらえ方について、課長、どのようにお考えですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

蔵議員からは以前にもひらとみなり、行政のほうで樹園地を整園化して、就農希望の方に貸し出すというような構想を、我々のほうに言っていたわけですが、産業振興課としては農業をする、本当にやる気があるのであれば、苗木から育てて、それを整園化して収穫する。それが出来上がったものを借りるよりは、それが本当の喜びになるのではないかという思いで、整園化した農地を貸すというのは考えていないところですが、やる気がある方については研修の場としてその場を提供して、研修をしながら自分の園地で植栽をして育てていかせるようなことは可能であるし、そういうこともやりたいと思っているところであります。苗木の植え付けとか、そういったものは蔵議員は農業のプロですから、植栽とかそういったものはお手の物だと思いますけども、スモモ・タンカンなどの助成者も、村内の助成している方も毎年植えている方ですので、そういったものは、植え付けの方法についてはかなり詳しいと思いますが、新たに植える方につきましては、植え付け前からそういった準備が必要というのは、ちょこちょこ電話が来ますので、その辺は指導しているつもりでございますけれども、やはり気候とか、農業用水があるところ、ないところ、そういった違いによって苗木は活着したりしなかったりしますので、毎年、購入されるという状況でございますけども、その指導は、植え付けの指導は今よりももっと丁寧になければいけないかなと思っております。

○5番（蔵 正君）

ぜひですね、去年あたりから推奨されている3点張りビニール囲い方式を普及していただきたいというふうに思います。

加工品開発から販売間での支援策ということについて、先ほど村長から答弁いただきました。いろいろそういったデザイナー関係とか、そういった支援をやる気のある方は受けられるような体制になっているんだなということで理解するところでありますけれども、一つ、その前にもちょっと提案したことがある大和村だけしかできない合同会社ひらとみという名前を付けて、開饒神社、サ

トウキビの始祖というのは大和村でしかないと、間違いのない歴史の唯一のものである、このひらとみという名前を利用しないという手はないんじゃないですかと申し上げたいと、私が利用しないといけないんじゃないかと、前に御守を作って、それを加工品にセットで販売していけばいいんじゃないのという提案をしたわけですけども、それを言うと、ただ儲け主義的な発想と思われがちなんですけど、私が言うのは、この開饒神社のことについては勝山議員から別の質問がありますけど、私は合同会社ひらとみに、ひらとみという名前を付けた、そのいきさつというのは、開饒神社というか、高千穂神社さんからの許可をもらったとか、何かそのへんの話なんか、話し合いなんかはされて、この名前が付いたのかどうか、先に聞かせてもらえませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

合同会社ひらとみを、そのときは合同会社ひらとみじゃなかったんですが、名前を募集して、村民から名前を募集して、幾つか集まった中で、いろんな方言名とか、いろんな名前があったんですが、やはり審査される方全員が合同会社ひらとみに一致して募集して決まったという経緯がございます。

○5番（藏 正君）

この間、霧島神宮が国宝に指定されました。霧島神宮、自分も1回だけ見てきたことがあるんですけど、境内から上がったら、もう光り輝いているんですね。そういうふうな光のあれを考えて建てられたのかなと思うぐらい輝いて見える。そういった地元の人が大事にしていってて、みんなの誇りになっていくんじゃないですか、なっているわけじゃないですか。そうしたときに、自分はこの開饒神社、開饒社仰ぎつつと、大和小の伝統的な校歌の中にもうたわれているこの開饒社が、大和村民がみんなで大事にしているかなという、今のこの形、姿を見た時に、みんなの本当に誇りになっているのかなという疑いがこみあげてきてなりません。ですから、何が言いたいかという、やっぱり大和村民が大事にしている、いつもいつも輝いていてほしい、管理されていて、社のペンキも朱色にこう、朱色が光ってとか、そういった大和村に来たら開饒神社が輝いているよねと言われるような管理の仕方、このことは勝山君が後から言いますから、そこにはあまり言いませんけども、合同会社ひらとみが、ひらとみという名前を募集の中で付けたかもしれませんけど、そこには開饒神社のひらとみがもちろん歴史があつての名前じゃないですか。そしたら、合同会社ひらとみが自分たちはこの名前を授かっているから、その社から、社全部、自分たちで管理していくぞというぐらいの意気込みで、事業を推進していくべきじゃないかなと思うんですね。その中で、管理しながらその合同会社ひらとみの名前を借りるから、その管理運営費をその名前を使った商品で管理運営費を構築していこうという考え方の下で、そのひらとみ、大和村でしか使えないこの開饒の御守ですよ。その開饒というのは何かというと、開拓の祖、開拓の祖というのは、チャレンジャー精神じゃないですか。開拓の祖のチャレンジ精神をもって、その加工品開発にあたる。それをまほろば館じゃなくて、戸円の先日の冒頭の定例会でもあったように、その加工、高齢者という、スモモの会が作っていく加工品とか商品についても、そういったひらとみの御守をあてて、一

緒になって商品化していくというような形にすれば、障害者の方も別の意味ではチャレンジャーと呼ばれているわけですし、そういったチャレンジというのを大和村の新しい大和村にしかできないチャレンジの仕方というのは、考えていくべきじゃないかなと思うんですけども、産業課長、いかがでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

藏議員の一般質問の通告を見て、またいつの議会だったか忘れましたが、開饒神社の件につながるとは思いませんで、自分も昨日、一昨日、議事録を読んだときに、開饒神社の御守を合同会社ひらとみでというようなのがあった、そういうことも自分は言ったんだなと思い出しながらしのを思い出したんですが、合同会社ひらとみも開饒神社から、開饒神社があるからそこからとったと思います。ほかにも合同会社焼酎開饒とかありますが、今我々の状態では神社の管理ですかね、そういったものまでは手を伸ばす余裕はございませんし、観光品関連と関係して開饒神社と関連づけたPRをするというのは可能かもしれませんが、神社関連のものを取り扱うことにつきましては、ちょっと自分のほうはちょっと詳しくございませんので、ちょっとほかの課とも相談していきたいと思っております。

○5番（藏 正君）

今、通告書の中にある、ちょっと提案という形で話させていただいておりますけども、今、ちょっと引っかかるのは、産業課長が、今その開饒神社あたりの管理まではできないというふうな答弁だったんですけど、何もその産業課に管理してくださいと言っているんじゃないんですよ。合同会社ひらとみとして、そういった管理ができるようなところまでの売上げを伸ばしていくとか、そういった計画の中で全体的な管理までひらとみでやっていくような考えをしていこうねというのは、産業課が考えるんじゃなくて、合同会社ひらとみの中で考えて、そのスタッフの中でそういった考えを、新しい考えをもっていくような方向づけというのをしていかないと、いつまでも産業課長が産業課の中で合同会社ひらとみの運営を全部考えていくというのでは、伸びしろが足りないことになっちゃうんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

合同会社ひらとみとして、作業班、作業員を使って管理作業をさせることは可能かもしれませんが、神社内の作業をして、藏議員は行政はだめだけど合同会社だからいいと言うかもしれませんが、そのへんもちょっと詳しく分かりませんので、可能であればそういったものも、今はできませんけれども、経営が安定してきましたら、そういった要望も出てくるようでしたらそのへんも考えたいと思います。

○5番（藏 正君）

ぜひできる方法を考えていただきたいと思います。

あと、チャレンジ牧場とだけ書いて失礼しましたが、冒頭、壇上から申し上げましたが、本場にサトウキビ産業を全体的には相当追い越して、大島群島の一大産業になっているのが肉用牛の

生産子牛の事業なんですけれども、今、1頭当たりの平均単価が大体70万円ぐらいになっていますね。去勢が70万、雌が60万という形で、消費税を入れるとまた10%消費税付きの形になってくるんですけど、平均70万ぐらいだというふうに考えたときに、先ほどは大和村で飼料畑の確保が難しいということでおっしゃいましたけど、でも、年間3頭出荷すれば、牛の場合は母牛1頭につき年1産というのが一番目標的にうたわれておりますので、3頭で年間3頭出荷するという単純計算が成り立って、70万掛けると3頭で210万円という販売額が見込まれると考えたときに、200万円の農作物を作るといって、結構なその面積というんのが考えられるんですね。だけど、牛の1頭当たり飼料畑は県本土でいうと2反歩必要だといわれます。だけど奄美の場合は冬場の霜が降りないとか、そういった状況から考えて1反ちょっとで賄えるんじゃないかというの也被われております。そういうふうに考えると、3頭分の3反というのを大和村の耕作放棄地の状況から考えていったときに、無理な数字じゃないと。以前飼っていた湯湾釜の方とか、そんなにいっぱい畑を持っているわけじゃないけども、多いときで4頭ぐらいですかね、飼われていますし、無理ではないというのがあります。そのへんから、大和はもう向いていないんだとなると、これから先、畜産業、肉用牛事業というのはないということになってしまうんですけど、ここでまたチャレンジ精神ですよ、合同会社ひらとみが例えば1頭、2頭ぐらいからのそういった牧場施設というのをやってみて、そこについては、前にも言いましたが、指導機関関係はしっかりしている体制が取れていますので、そういったところにも依存してでも、とりあえずやってみようかという考え方も大事じゃないかなと思うんですけど、村長、改めて答弁をお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、今は畜産が上昇傾向にあるということで、考えたら経営的に成り立つかも分かりません。しかし、それはうわべのことで、それを例えば、いろいろ下準備がいろんな苦労が出てくるのではないかと。私どもは先ほどちょっと考えていないということでありましたけれども、牛はできなくても、やはり今大和村にある資源、ジビエでもいろいろ野生のヤギが増えているということもあって、そういうことも含めた形でなにがしか大和村で取り組みができないかということ、今考えているところでもございますので、我々も一応、牛についてはそれ相応の牧草地も確保しないといけないということがあって、それでそこには一応、我々の検討の中にはありませんけれども、いろんな形で大和村でできるものをですね、確かに議員のおっしゃるように、動ける組織がありますので、そこらへんをどう生かしていくかということが、我々が今後、その合同会社ひらとみの拡充、運営の拡充につながっていく取り組みを進めていくことが大事じゃないかというふうに思っています。

○5番（藏 正君）

大和村的には、畜産事業に関しての取り組みは今のところ難しいという答弁でありますので、それをすぐ私もあきらめるわけではなく、郁島課長あたりが退職した後には、何だか興味を持っているようですので、そのへんの人材発掘から動いていきたいなというふうに思っております。

ごめんなさい、感性教育の導入についてという題にしてしまったのがちょっと難し過ぎたかなというふうに思っているんですが、世界に誇る自然に囲まれた本村において、世界に発信できる人材育成をテーマに子供たちの感性を高める教育に取り組む必要はないかというふうなことで、ちょっと題目が難しかったので、今日、予備資料を準備しました。これはですね、ちょっといっぱい書いてあるんですけども、宮城県仙台市の認定こども園やかまし村という、5歳児のこども園の子供たちの取り組みのちょっと紹介なんですけど、真ん中のちょっと上ぐらいの絵の下、そのきっかけはというところあたりから、ちょっと紹介させてください。そのきっかけは、1人の男の子が用水路で釣りごっこを始めた事。大きな鯉の魚影を見かけた事で、子供たちの捕まえたいという意欲が高まりとあるんですけど、その用水路で鯉を見つけた男の子が、針のない竿に糸をたらしているだけのあれで、釣りを真似している姿なんですね。そしたら、それを見ていた周りの子供たちと一緒に、捕まえようとか言って、針をつけてみようとか、そういった動きがあった後に、これじゃなかなか結局は釣れなかったらしいんですけども、じゃ、どうやったら捕れるのということをみんなで考えていったということです。捕まえたいという意欲が高まり、釣竿を工夫したり、罾をしかけたりするなど、試行錯誤が始まりました。今度は秋にはクラス全体の興味に変わっていった魚とりの遊び、園の近くにある、今度は用水路から出向いて行って、何と読むか分からんですけど、川のほうに行き、用水路では見たことがない魚を捕まえたことで、さらに意欲が高まりました。魚がどんどん増えていって、このやかまし園の職員たちが水槽をいっぱい準備してですね、水槽を幾つも用意し、たくさんの魚など、水の中で生活する生き物を飼育するようになった。ここで今度、1人の男の子がこれじゃ水族館になっちゃうよと言い出した。そしたら今度、水族館になっちゃう水族館を開きたいというのが、今度クラスの目標に変わっていったということなんですね。そしたら、だったら職員の方が水族館を見に行こうかということで見に行って、水族館の飼育員と出会って、その話を聞いたことで、子供たちは今度は水族館を作るには魚のことを知ることが大切と気づき、みんなで図書館、図鑑とか同じものを準備するなど、環境を考え整えました。それから、子供たちの自分たちの水族館を作るという思いがより強くなって、自分の図鑑や図書館で借りた本を持って来て、魚を調べるようになった。その中で、水槽の中で別の魚やオタマジャクシを食べる悪い魚が特定外来生物のオオクチバスであることが分かった。保育者が仙台うみの杜水族館に相談したところ、かわいそうだけど駆除するしかないという説明を受けた、それを聞いた子供たちはかわいそうと話しながらも、在来種の魚が食べられていなくなってしまうという事実を聞いて議論を重ね、葛藤しながらも最終的には駆除するしかないという結論に達した。そして、つかまえた魚など水の中で生活する生き物を展示し、子供たちはけやきの杜水族館をオープン。この後がすごいんですよ。子供たちはそのオープンした水族館で見に来てくれた大人たちに、調べたことを子供たちが説明したり、聞かれたことに答えたりしながら、飼育員としての仕事をやりとげたとあるんですね。この後にもいろいろ続くんですけども、私が言いたいのは、感性を開花させていくときに、一つ一つの体験が継続していく中で、継続していく中でそのテーマが変わっていくんですね。より大

きなテーマに少しずつ変わっていく。そのテーマが変わっていくことにみんなですでにいろいろという議論をしながら、自分たちの答えを見つけていく。また、そこに飼育員の、飼育員というか、保育士の先生方が子供たちの考え方に寄り添った取り組みを一緒になって進めていったという話なんですけれども、これは5歳児の話、こども園の話です。こういった生き物と接することで子供たちの感性とかが引き出されていくというのが実証されていて、先ほど教育長の話の中にも大和村のそういった教育に取り組んでいますよという説明がありましたけれども、その中で、ここにあった中に、ちょっと大和村の取り組みとこの中で少し違うところは何かなと思ったときに、その継続というところ、連続した形で同じテーマからかけ離れなくて、継続した形で取り組みというのがなされているのかなと。もしかしたらちょっと単発的に小学校の低学年のときは何をという、こういったのが単発的に終わることで、ちょっともったいないところのものがないかなという思いがあって、これを、今の話を紹介しました。長くなってすみませんね。その何と言うかな、せっかく大和村のこの用水路とか、何とか川というだけの生き物じゃなくて、大和村には世界に発信できる生き物がいっぱいいるという、この中でそういったものを題材にした子供たちの可能性というか、感性というか、才能とかいうか、そういったものを引き出すためには、今までにない何か新しい取り組みが必要なんじゃないかなと、自然を題材にした取り組み、さっきの壇上で言いましたけれども、学校教育の中にカリキュラムとして入れ込みのはちょっと厳しいのがあるのかなと思うんですけど、クラブ活動的な発想で定期的に、こういったことを専門にやっている人というのを、旅費とかをちょっと組んでいただいて、定期的に招致することで、じゃ、次まではこんなことを勉強しておいてね、調べておいてねとか、次、来たときはどんな絵を描いたか見せてねとか、何か、そういった定期的な取り組みをすることで、新しい発想とか、そういったものにつながっていかないかなと思って、そういった可能性を求めていくべきじゃないかなと思うんですけども、教育長、いかがですか。

○教育長（農原弘久君）

通告文を読ませていただいておりますが、今お話聞いて、議員さんの質問の趣旨というか、そういうことだったのかなと思い、ちょっと少しずれた答弁になってしまったかと思っております。そこはお詫び申し上げます。ただいまの御指摘と言いますでしょうか、情報のとおり、子供たちの感性を引き出して、それを伸ばすという意味では、そういう体験的な活動というのは、私は重要なことかなと思っております。参考までにですね、昨年、一昨年度、大和中学校では能、狂言、本物の方々を招いて、ついでに小学生全て参観といいましょうか、そういう活動を行いました。また、今年パラリンピック、オリンピックで日本代表バスケットの代表になった方も招いて、いろんなお話を聞いたりしております。ただそれは、そういう事業に対して応募をして、たまたまそれが当たったということでしたので、そこらへんが何と言いますか、旅費とか、そういったのは一切かかっておりません。議員さんがおっしゃるように、そういういろんなすばらしい人材がいらっしゃるかと思えます。そういった方々と触れさせる、教えを請うというのは大事ななことかと思っておりますので、そこはま

た、さっき議員さんもおっしゃいましたように、学校には学校のカリキュラムがありますので、そこに挿入するというのは難しい部分があるかもしれませんが、また学校のニーズとも照らし合わせながら、またおっしゃいました大和っ子スクール社会教育分野とか、そういったものとも、いろんな費用対効果や予算などを考慮しながら、ちょっと考えていくことにしたいなと思っているところです。ちなみに、以前はですね、各学校でニワトリの飼育とかをしていたんですよ。ところが鳥インフルエンザが流行って全部なくなりました。それから、奄美はクロウサギの飼育など、各学校でしていたんですが、御存知のようにやっぱりハブが出没したりとか、安全第一ということで、そういった学校での飼育というのは、ちょっと見合わせているところがあります。そこは御了解ください。

○5番（藏 正君）

ちょっと長々と説明しましたが、こういった取り組みについて、企画観光課長あたりから、こういった企画について、学校の子供たちというだけでなく、何と言うかな、全体的な、大和村全体的な企画という中で、そういった大和村の自然ということを生かせる人、生かせる人材を招致して、そのへんの大和村に対する参考になるようなことを聞くとか、生かしていくとかというのは、発想についてどのように思われますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

そうですね、自然環境を生かす人材の育成、人材の活用とか、そういうことでございますけれども、自然遺産関係、自然環境を活用した企画関係が、現在取り組んでいる行事とか、そういうのもちょっとあるんですけれども、世界自然遺産講座という形で3年ほど前から、また奄美での事前学習を行い、その後、屋久島に研修を子供たちを行ってもらうなど、そういう活動も行っております。30年からですね、行われており述べ8人の子供たちに行ってもらったりしております。そういう形で、自然とふれあって、そういう感性教育というお話でしたので、そういう形のことも取り組んだりしております。また、自然とはあれなんですけれども、年開けて2月の13日には、国際理解教育講座として教育委員会と連携して、大和っ子スクールと連携しながら、サウジアラビアのほうから大和村に来て住まわれている方、その方を講師に招いて、サウジアラビアの文化とサウジアラビアから見た日本という、そういう子供たちの感性を本当に育てるために、とてもいいんじゃないかと思うようなことを、また、子供たち、そしてまた大人の方も対象にしながら、開きたいというふうに予定しております。藏議員からありましたそのお話の中では、そういうことは、大和村に来られた絵画を描く方、その方のことなどもあろうかと思っております。その方の件につきましては、スプレーアートの画家の方なんですけれども、自然の動物たちをこうやって描く、そういうすばらしい絵を描く方でございますけれども、その方のこと、その方についてはまた教育委員会のほう、担当課長のほう、あとは産業振興課のほうなどともちょっとこういう絵を描く人がおるんだけど、何か活用ができるかということも話をしたりしております。ただ、その方と、その方がやりたいこととか、そういうことなどは、また聞きながら、そしてまた実際に大和村として取り組むこ

とができるもの、そういうものについてはできるものからまたやっていく。先ほど教育長のほうからもお話がありましたように、大和っ子スクールでできるものであったら取り組んでいくとか、そういう形でできるものから取り組んでいき、また子供たちの感性を育てる一助になればと思います。

○5番（藏 正君）

もうお昼になりましたので終わりますけれども、最後に先ほど言った、島の自然を、自然というか、生き物を生かした継続した取り組みということで、講師がテーマが変わっていくということのも大事な面もありますけど、ありますけど、そのせっきくのどこにでも自慢できる島の自然というのに特化した継続した取り組みということで、そういった人材を招致した取り組みをぜひ行っていただきたいと思うんですけど、村長、最後にいかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

このことは確かに重要なことでございますので、相手が子供たちであるということで、やっぱりそのやれる時間が制限されるものもありますけれども、おっしゃるように今やっぱり世界自然遺産登録になった島という位置付けの中で、やはり子供たちに、やっぱり島のよさを知ってもらうための仕掛けとしては、やっぱり単的じゃなくて継続的な形で自然をしっかりと学んでもらうという、興味を持ってもらうという仕掛けをですね、作ればいいのかと思っておりますので、そこは教育関係としっかり連携を図りながら、子供たちにいろんな場面づくりをしていきたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで、5番、藏 正君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

なお、13時30分から開会いたします。

-----○-----

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番、前田清和君に発言を許可いたします。

○2番（前田清和君）

みなさん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります令和4年度予算編成の基本方針、軽石漂着対策、新型コロナウイルスワクチン接種について3点ほど伺いいたします。しばらくの間お付き合いくださいますようお願いいたします。

まず1点目は、令和4年度予算編成について、8月の大和村長選挙において3期連続の無投票再

選されました。このことは伊集院村長 3 期 12 年の実績はもちろんのこと、村民一同の期待と希望を託した結果だと思っております。村長におかれましては健康には十分に留意され、公約実現に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

さて、9 月の定例議会において村長より 4 期目に向けての村政運営の所信を聞かせていただきました。七つの主要施策、マニフェスト実現に何が最も重要であると捉えておられるのか。

また、本村の現状は人口減少に歯止めがかからず、行政、議会、村民一同、思いつく限りの知恵を出し尽くすほど対策を行っておりますが、効果の兆しが見えません。人口減少についてはどのように捉え、どのような取り組みが今後必要であると考えておられるのか。

また、人口減少を踏まえた上で、厳しい財政状況の中ではありますが、令和 4 年度の事業推進について具体的な取り組み、特色ある事業、本村にとって目玉となるようなものなどお考えなのか、併せて村長の答弁を求めます。

次に、2 点目は軽石漂着対策についてお伺いいたします。小笠原諸島の海底火山から噴出した軽石が南西諸島に漂着している問題で、本村においても軽石の漂着が確認されています。奄美群島各市町村においても、人力による軽石除去のボランティア作業が実施される中、本村においても先日役場職員の皆様方が作業をされていました。現在のところ人力による除去作業での回収しかないとお聞きしますが、本村としての今後の対応策はどのようなお考えなのか。

また、軽石除去後の再利用などできないものか。併せて村長の答弁を求めます。

3 点目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いいたします。各自治体では 3 回目のワクチン接種に向けて準備を進めている中、本村としての取り組みはどのようなになっているのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

みなさん、こんにちは。それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1 点目の令和 4 年度の予算編成の基本方針並びに重要となる事業の中身などについて、お答えをさせていただきます。

まず、予算編成につきましては、国の経済財政運営と改革の基本方針 2021 にある経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する成長と雇用の好循環の実現を目指すとしており、鹿児島県におきましても、限られた財源の中で新型コロナウイルス感染症防止対策や医療提供体制の確保、感染症収束後の経済再生、さらなる経済成長に向けた施策を進めつつ、歳入歳出両面にわたる徹底した行財政改革に引き続き取り組む必要があるとされております。そういった中、本村におきましては近年の大型事業に係る元金償還が始まり、公債費の増額が見込まれ、財政力の弱い本村にとりましては、非常に厳しい状況となることが予想されます。今後の歳入における地方交付税の動向やその他の国・県支出金の動向を中止しな

がら、歳出における経常経費の削減に努めながら、村長就任4期目のスタートに掲げました7項目のマニフェスト実現に向けて取り組んでいく所存でございます。

議員の質問にもありましたように、この人口減少対策につきましては、いろいろとこれまで方策を取り組んできたわけでございますけれども、今後とも継続しながら施策を取り組んでいくことが重要ではないかというふうに考えております。その中でも、農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進にあります。実証農園を生かした体験型観光農園の早期実現と、実証農園におけるオーナー制度の確立のほか、企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進にあります。村有地への民間アパートの誘致を促進してまいりたいと考えております。

また、世界自然遺産登録による観光振興の充実と推進におきましては、アマミノクロウサギ研究飼育施設の早期完成に努めながら、受入体制の整備に取り組むとともに、安全・安心な大和村づくりでは医療・福祉の充実を図り、特に高齢者の支えあい拠点施設整備を進めながら、生活困窮者対策を考え、福祉事務所設置に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の軽石漂着対策についての御質問でございますが、現在、村内ほとんどの海岸や港湾、漁港、河川等に軽石の漂着が確認をされております。回収につきましては、これまで漁業関係者、中学生、集落の方々、有志団体、会計年度任用職員を含む村職員等で実施をしているところでもございます。12月4日には役場職員で村内4カ所のボランティア作業を行い、約39tを回収しており、これまで回収されました軽石の量についてでございますが、12月6日現在で84tを回収しております。今回の回収につきましては、11月1日付けで各集落に対しまして海岸漂着物の回収についての依頼を行っており、その作業に従事する際には軽石の回収についてもお願いをしたところでございます。また、先日の補正予算でも軽石回収を含む海岸漂着物回収費用も計上させていただいたところであります。軽石の漂着はいつまで続くか分かりませんが、今後も人力作業や重機利用等の回収方法を検討しながら、地域住民と役場で官民一体となって回収作業を行っていきたいと思います。

次に、農業等に関する利用についてでございますが、現在、鹿児島県からは明確な軽石の再利用についての指針は示されていないところでございます。軽石が大量に漂着している沖縄県農林水産部の発表によりますと、主な留意点としまして次のように発表されております。1点目は、軽石の予備分析、電気伝導度において高い塩類濃度が認められることから、現時点では土壌改良を目的とした農地への投入や利用は、塩類集積による生育障害の懸念があることや、利活用にあたって屋外等に野積みする場合、溶脱した塩類が悪影響を及ぼす懸念などがあり、農地及び農地周辺への野積みにつきましては推奨できませんが、沖縄県環境部の調べによりますと、土壌環境基準を満たしており、漂着した軽石の勇往利用に際しての環境安全性に問題はないとの見解も示されております。以上のことを踏まえて本村といたしましては積極的な再利用の推奨はできませんが、軽石を農業で再利用する場合におきましては、作物への影響があると思いますので、塩抜きなどをした上での対応が必要であることなどを、今後周知をしていきたいというふうに考えているところでござい

す。

次に、3点目の新型コロナウイルスワクチン接種についての御質問でございますが、3回目の接種につきましては、国で示されている実施方法に基づきまして計画をしていくこととなりますが、本村におきましては他市町村と比較して、かなり早い段階で2回目の接種を終了しておりますので、3回目の接種もできるだけ速やかに行えるよう準備をしまいたいと考えております。接種時期でございますけれども、2回目接種終了後の8カ月経過を踏まえ、現在のところ最短で1月中旬以降に高齢者の集団接種からスタートできるよう準備を進めております。また、前回までの接種同様、村体育館において土・日を利用した集団での接種を基本とし、大和診療所での個別接種も組み合わせる形で行う予定としております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

村長より答弁をお聞きいたしました。この人口減少問題、午前中もちろっと、その人口減少につながる結婚助成金制度とか、そういう絡みの話もありましたが、村長が伊集院村政になって、もう今年で13年目に入りました。12年間、前村長、そして伊集院村長を見て、いつも村長が言いますが、私が12年、村政に携わってから、その人口減少はもちろんありますけど、数が以前に比べて徐々にではありますが、減っている現象の数字は抑えられと、そういうのは確かにデータを見ても理解できるところでございます。それはなぜかと言うと、伊集院村長になって、その子育て支援、今まで大和村になかった子育て支援の充実ですよね。これがやっぱり大和村に来て、子供を育てる環境整備が整って、内地から帰って来る方々、またIターンで大和村の子育て支援の政策が大変素晴らしいということで、そういう方々が来ていただいたおかげで、この人口減少の下げ率というのが、確かに大幅に短くなったのかなというのは、もちろん私も理解しております。ただ、そうは言っても、やはり毎年毎年人口減少に歯止めがかかってないのはもちろんのことだと思います。

そうした中で、今、先ほど村長がりましたが、全て七つの施策ですか、答弁をいただいたんですが、その中で村長として、じゃ、この人口減少を踏まえた上で、やはりもちろん農業振興、また定住促進、高齢者支援、これ全て入っているんですけど、ただ令和4年度、ここだけは、その特色ある大和村、魅力ある大和村を目指して、今七つ挙げましたが、その中で特にこれは力を注いでいきたいというのが、もしあれば、村長、お答えいただきたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

先ほども答弁申し上げましたけれども、これはこの人口減少はすぐすぐ解決できる問題じゃないというふうに私は思っております。皆さんがどういう検証をされているかわかりませんが、これまで就任後、10年前の国勢調査で申し上げれば、年間47人の方が減少しております。5年前に遡りますと、これが32.8人ということで、若干ではありますが、その減り幅がなだらかになってきたと、これはやっぱり子育て支援の政策の成果が少しは出ているのかなというふうに思っていま

す。これまでも議員の皆さんからいろいろと御質問いただく中では、やっぱり住む場所が少ないということで、もう住宅を行政だけで造っていくじゃなくて、やはりこれは民間も活用した取り組みも必要ではないかということが、今後我々がしなければならないということで、もう来年から踏み込んで民間のアパートを誘致をしていこうということで考えているところでもございます。これは制度設計をしっかりと作っていかないとはいけませんけれども、やはり我々が何でもかんでも抱えるんじゃなくて、やっぱり民間は民間にしてもらうという取り組みもですね、今後、やはりその政策の中では考えていくべきじゃないかなというふうに考えています。今の時代、やはりいろんな取り組みを政策を打ち出していくことは重要だと思っておりますので、これまでの政策を継続するものは継続しながら、我々もしっかり、これは定住対策も充実をしながら、この減少傾向をしっかりと止めていくという施策につながっていければというふうに考えているところでございます。

○2番（前田清和君）

村長からいただきましたが、午前中も村長から答弁ありましたけど、この人口減少問題は別に大和村だけじゃないんですよね。日本全国もちろんそうですし、全奄美群島市町村においてもこれは大きいな問題であるというふうに思っております。例えば、だから今度、来年4月ですか、宮古崎トンネルが供用されるという予定になっております。本当に奄美市と、この大和村の交通の便がよくなって、本当にすぐ隣の奄美市に移動ができるのかなと、これがメリットになるのか、逆にデメリットになるのか、まだそこまで私自身も検証はしておりませんが、もしかしてこの宮古崎トンネル開通によって、奄美市から少しでも安い家賃の安い大和村に住んで、大和村から奄美市へ通勤するという方もおられるかもしれません。また逆に、こんだけ交通の便がよくなりますと、じゃ、もう大和村にいるよりは、奄美市のほうに移って奄美市で定住をされるという方々も中にはおられるかもしれません。そこらへんは実際このトンネルが開通しないと、どういう状況になってくるか分からないところですけど、今、この奄美群島でも村長が午前中言いましたが、人口減少問題に対して、隣の町が増えれば隣の町村は減るんですよね。例えばだから、大和村がもし増えると、奄美市は人口が逆に少なくなると。奄美市、宇検村がもし増えてくると、大和村から移動で、人と人との取り合いと言ったら、ちょっと語源悪いんですけど、そういうのが実際あるのかなと思うんです。そう考えたときに、午前中同僚議員が言いました結婚助成制度ですか、ちょっと関連して話させてください。大和村に担当課長から聞きましたら、20歳から、企画課長がちょっとお話ししたんですけど、20歳から50歳までの独身男性、50%あるということを午前中聞かせたんですけど、やっぱりその結婚新制度、独身同士をやっぱり結婚していただいてね、そこにまた子供が生まれ、子孫が生まれるということは、それは人口増につながっていくと思うんですよ。ほかの市町村を取り合うよりは、結婚してもらって大和村に住んでもらって子供が一人増える、二人目が生まれる。これはやっぱり人口の増加につながっていくものだと思います。であれば、例えばですよ、企画課長、この大和村で結婚助成支援制度ですか、来年4年度から検討すると、予算も組み込んでしていきたいというのであれば、例えば、大和村でこの独身の方々がおられると、じゃ、ほかの市町村の方々

と、例えば、お見合いパーティーじゃないですけど、昔よくテレビであったんですが、独身同士がここに来てもらって、大和村のよさとか、そういうのがあって、もし話がまとまればね、そこでまた一緒に結婚してもらって、その自治体で生活をしていただくとか、そういう企画としてね、そういう考えというかね、ただ独身がおるだけで、それを行政として何も手助けできないんじゃないかと、やっぱり独身の方というのは、そういうめぐり合うチャンスも少ない、出会いも少ないということで、もしかしたら独身でおられるのかもしれませんが。そういう方々を行政として、じゃ、人口減少を増加につなげる意味でも、そこは企画が間に入ってますよ、そういう独身同士の、そういう何か一つの企画と申しますか、そういうのとかも検討していけたら、この人口増加につながるんじゃないかなと思うんですが、来年度などいかがですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

ただいま前田議員のほうからございました何と言うんですかね、お見合いパーティーとか、そういうあれですかね。そういう話が以前も企画の内部でも、役場内でもたまに出たりすることがあるんですけども、実際にそういうのが何度があったようですが、以前。それに出席した者の話を聞いたりしますと、なかなかそのパーティーとか、そういうところだけではなかなか難しいという形で、なかなか打ち解けることもできないということでございます。その中で出た中では、そういうものというよりは、何か、別のイベントですかね、そういう中でやはり、あとは青年団活動だったとか、いろんな活動の中で知り合っていくことのほうがいいのではないかとかいう話もございました。ですが、いろんなそれはそういう話の中で出ているんですけども、実際に、そういう何らかの出会いの場というのは必要なものかとも思っております。また、それが行政が主導するのか、それとも実際、若い世代の者と話をして、そういう者がするのかとか、そういう形で何らかのそういう方策が見つかればいいとは思っておりますので、行政が主導するとか、そういう話はこの場ではちょっとできませんけれども、何らかそういう方法があれば、また模索はしていきたいと思っております。

○2番（前田清和君）

本当に本村は依存財源80%余り、自主財源も20%弱と、本当に厳しい財政状況の中だとは思いますが、村長。来年4年度、また村長が4期目に入って新しい年を迎えます。冒頭でも挙げましたが、本当に本村のトップセールスマンとして、またこの4年間、大和村が輝けるか、輝き続けられるか、これはもう村長、お忙しいとは思いますが、トップセールスマンとして、また頑張っていただきたいと。また、その下につく副村長はじめ担当課長の皆さん、厳しい財政の中でどれだけ効率よく、そして村民一同が喜んでもらえるような、そういう事業をぜひ計画していただいて、企画課長からもありましたけど、やはり行政がなかなか動きにくい部分もあると思うんですよ。ただそこはやっぱり行政も議会も一緒になって、本当にこの人口減少問題、真剣にやっぱり取り組んでいかなければいけないなというのをつくづく感じておりますので、来年度また令和4年度の予算にね、反映していただければというふうに思います。

それでは次に、軽石問題についてお伺いいたします。各自治体ほとんど人力によるボランティア作業ですか、作業されて、12月4日は村の職員の皆様方もボランティア活動をされたというふうに聞いております。何か、その軽石問題が出たときに、県として国にそういう軽石除去に対する支援ですか、を要望していると聞いているんですが、住民税務課長にお伺いしますが、その国からの補助金とか、補正予算とか、そういうのは現時点ではどのようになっていますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

現在、県のほうから国、環境省のほうに補正予算として要求されている額があるんですが、大和村としては379万7,000円を要望しております。ほかの自治体、奄美大島本島、そして徳之島、沖永良部、与論なんかと奄美群島の団体では宇検村と龍郷町と知名町以外の全ての自治体のほうが要望しております。これは環境省の見解のほうでは、海岸漂着物、軽石除去、海岸漂着物の補助事業をやっているんですけど、そういった関連で補正のほうが見通せるんじゃないかということで、本村としても379万7,000円という額を要望しております。

○2番（前田清和君）

今、この379万、これは要望で、入る時期とかはまだまだ分からないと思うんですよ。今作業されている軽石作業というのは、海岸漂着物の予算で村民の方々、そしてまたボランティアの方々に使われていると思うんですよ。そしてこの12月で補正で、またこの軽石問題には補正を組まれて、これは当分、この379万要望したところで、果たしてこれだけでまた、その軽石作業の事業ができるかと言ったら、できない、分かりません。これ、多分見ているんですけど、今日はここにあった軽石が、次の日にはどこか行ってないんですよ。また次の日になったら、また戻って来ていると。何かこう図面を見ていましたら、小笠原からずっと沖縄の下を通って、奄美群島をぐるっと一周、種子屋久を回って、関東、本州あたりには、ちょこっとは行ってますけどね、ずっとこの南西諸島をぐるぐるぐるぐる回っているような、そういう状況に感じられました。ですから、この軽石問題というのは、このひと月、ふた月とかじゃなくて、長いスパンできっと見ていかないと、いつ収まるかというのは分からないと思うんですよ。そういう点で、やっぱり行政としては財源の少ない大和村の一般財源で賄える事業ではないと思いますので、しっかりと県にもね、本村としてしっかりと補助がいただけるような取り組みをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

それと、軽石除去後の再利用ですけど、村長から答弁がありましたが、塩分を含んでいますので、沖縄の調査会社からいうと、思わしくはないが、しっかりと軽石を洗い流すことで、農業にも使えるんじゃないかなという返答をいただきました。今その軽石の回収したものは、堆肥場に今回収めて置いてあるというふうに思いますが、今、さきほど何十tと聞いたんですけど、ちょっとメモがないんですが、あれをあのままその場所でずっと保管できるのか。僕もちょっとその現地を見てないんですけど、もしあそこがまたいっぱいになったら、次はどこか、またその軽石を置く保管場所とか、そういうのも検討はされているんですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

現在、軽石が多くある場所は、先ほど前田議員が言われたように村の堆肥場、そして名音の船揚げ場のところに24. か5 t ぐらいですね、その分あります。あと、先日回収作業をした戸円川のところにも20 t あまりあります。その川沿いのところにも土のう袋がたくさん積まれている状況です。そして大和浜の海岸、大和港の公民館から行ったところ、そこにも20幾つ土のうが積み上げられています。ということで、今、いろんなところに置いてあるんですけど、その中でほしいという方も、農業をされている方でいらっしゃいますので、そういった方には自己責任において塩分を抜いたりとかして、ちゃんと適正に利用してくださいという方もいらっしゃるんですけど、もう残土場のほうにはあまりこれ以上、残土場というか、堆肥場ですね、そこには持って行けませんので、今後、残っているものはですね、残土場のほうに、建設課のほうにも一応話を通してですね、残土場のほうに持って行きたいというふうに考えております。その持って行く中ですね、農家の方で利用したい方にはですね、利用しても構いませんよということで話をしていきたいと思います。

○2番（前田清和君）

やっぱり軽石は観葉植物の鉢に入れたりとかね、農業に使われる方もおられると思います。別に農業とか、そういうのに全く使えるのであれば、それはもちろん自己責任もそうですけど、結構どんどんどんどん溜まっていく一方だと思うんですね。そのうち捨てる場所がない、困ってくると思いますので、やはりそこらへんをしっかりと農業以外の方、村民でも何かに使いたいという、もし方々がおれば、利用していただけたらいいと思うんですよ。それがもう害にならない、そのかわり何かあったときには自己責任ということで、少しでも今堆積されている、置いてある軽石、利用できれば利用したほうが本当いいのかなというふうに思いますので、そこらへんもしっかりと住民に、こういうふうにして今ありますよと、農業でも何でも使いたい方がおられましたら、どうぞ利用くださいよと、そういう文書の一報でも、広報紙でも載せていただいてね、再利用できるものは資源ですから、あれも今は害になっていますけど、軽石も一つの資源だと考えたときに、やっぱり再利用できるようにしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

それでは最後になりますけど、新型コロナワクチン、今もう、国会とか全て見てもオミクロンですか、11月末ぐらいからデルタ株が日本はちょっと落ち着いたところに、オミクロンという変異株発生し、日本でも今4・5例出て来ております。話を聞けば、デルタ株に比べたら重症化率も少ない。それが故に自分が罹っているのか、罹っていないのかも分からないぐらいの軽症化だと。そのかわりその感染力はデルタ株に比べたら強いということで、日本国も8月9月の第5波が終わって落ち着いた頃に、この第6波に備えてこのワクチン接種が3回目を実施されようとしております。総理も当初、2回目からの8カ月を後にという話もあれば、中には8カ月を待たずに6カ月前倒しでやると。国自体がそういう今まだ方向性がしっかり定まってない中、本村においては今年4月に65歳以上の方が打ち始めて、年が明ければちょうど1月の中旬頃で8カ月というふうに、ことで先ほど答弁をいただいたと思います。本当にいくらそのオミクロン株ですか、軽症化であるといっても、やはり村民のコロナに対して感染力を防げるためにも、高齢者の方々、3回目の接種を強

く期待しているところだと思います。ですので、この3回目、1月中旬ですか、しっかりと対応していただいて、頑張っていたきたいと思いますが、保健福祉課長、4月と6月に村民ほぼ8割ぐらいの方々がワクチンを打たれたと思います。何かのまたその1割1.5割の方々と、まだ打たれていない方々は、奄美市の保健所を通して各自で行ってもらうということを聞いておりますが、現時点でね、本村でワクチン接種2回終わられた方々のパーセント、まだ2回も打たれてない方の割合、どれぐらいおられるか、もし分かれば教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

本村で把握できる予防接種者数以外に奄美市等ほかの市町村で接種された方も、2カ月ほど遅れてではありますが、統計が上がって来るという仕組みになっております。そういった意味で、全数ではない可能性もありますが、現時点で把握できている数としまして、1回目を接種が終了の方が村内で91.2%、2回目を終了の方が84.8%と、これはもう全年代を合わせてという統計でございます。

○2番（前田清和君）

保健福祉課長、ありがとございました。大変接種率が91%と84ということで、本村のほとんどの方々が打たれているということで安心しました。3回目に向けて、これから多分いろんなワクチン接種の村民に対して通知を出したりとか、いろいろまたやられることだと思います。1月2月となれば、やはりいくらこの奄美においても、寒い時期になってまいりますので、また高齢者の方々、もう寒いからそこまで行けないとか、そういう方々、いろんな声が出ると思いますが、しっかりとそこは行政として対応していただいて、やはり3回目ワクチンも接種率が上がるように、行政そして職員の皆様方の奮闘を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、2番、前田清和君の一般質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可いたします。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様です。傍聴にお越しいただいて誠にありがとうございます。

まず、漂着している軽石対策について伺います。

その前に、回収の奉仕作業を先駆けて地域を盛り上げようと村内若手有志で組織をしている、活動している大和ショッカーズの皆さんが今里漁港等で実施をされました。11月13日、大和中学校の皆さんが地域貢献活動として大棚集落で回収作業をされました。11月16日、住民税務課の皆さんが名音漁港内に軽石が漂着している状況を把握をし、速やかに回収作業にあたってくださいました。そして12月4日、役場職員による回収作業が行われたことに対し、お礼を申し上げます。このように本村でも軽石漂着が問題化しております。そこで、漂流や漂着の確認状況と被害状況について、現状を踏まえた対策と軽石の漂着の長期化に対する今後の対策について伺います。

次に、大和まほろば漁業集落の活動で現認された事件の隠ぺい疑惑解消に向けた取り組みについ

て。

第3回議会定例会の一般質問に対して、役場が立ち会い、関係者の話し合いの場を設けることを約束したいと答弁をされましたが、話し合いの内容はどのようなものであったのか、お伺いをいたします。

次に、日本糖業の始祖、直川智翁を祀る開饒神社の村文化財指定について。

直川智翁の偉大な功績を顕彰していくためにも、村文化財指定について、村文化財保護審議会に諮問するべきではないか。開饒神社の保存、管理または修理に関して、村が間接的に支援することができないものか、伺います。

次に、手厚い介護へその担い手となる介護職の育成について。

現在、社会福祉協議会に委託をし、介護職員初任者研修を開講していますが、次年度以降の開催について。初任者研修の次の段階にあたる介護福祉士実務者研修の今後の開催について。受験者の経済的負担の軽減のために介護福祉士の受験を奄美で開催できるように、市町村長会として要望していくべきではないのか。今後の資格取得や研修受講の受験料、受講料、旅費、宿泊費に対し助成できないものか、伺います。

次に、村の観光案内所・物産館である大和まほろば館前への村直行バスの停留所設置について。

観光客や高齢者から大和まほろば館前へバス停設置を求める声がありますが、買い物支援や観光振興の観点から設置することはできないものか、伺います。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えいたします。5項目の質問のうち開饒神社の文化財指定につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますので、私のほうからはまず海岸や港に漂着している軽石対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

確認状況といたしましては、10月18日から毎週2・3日、海岸や港、河川等を巡回してほとんどの海岸や港湾、漁港、河川等に軽石の漂着が確認がされたところであります。特に港湾や漁港内に漂流しております軽石は、その日の風向きや潮の流れ、干潮満潮等にも左右されますので、その日には港の外側に出ている場合もございました。

被害の状況といたしましては、港湾区域外にて航行中に軽石を吸い込み、寄港後に軽石が原因でエンジントラブルを起こしたという報告が2件ございました。また、港内に軽石が漁船の周囲に漂流しており、船が出せずに漁に出られない等の被害が出ております。

軽石の漂着はいつまで続くか分かりませんが、現在の状況は海岸に帯状に軽石が漂流している現状でもございます。海岸の景観や海上に浮遊している軽石もあり、漂着が長期間になると観光産業にも影響が出てくるのが懸念をされます。

先ほど前田議員の御質問にもお答えをいたしました。今後の対策といたしましては、11月1日付けで各集落に対しまして海岸漂着物の回収についての依頼を行っており、その作業に従事する際

には、軽石の回収につきましてもお願いをしているところでございます。

港湾や漁港及び河川の軽石を漁業関係者及び有志団体、中学生等の協力で約40 tを回収済みでございます。12月4日には役場職員で村内4カ所の軽石回収ボランティア作業も行い、約39 tを回収し、12月6日現在で84 tが回収されたところでもございます。また、先日の補正予算にも費用を計上させていただいております。軽石の漂着がいつまで続くか分かりませんが、今後も回収作業における動員及び重機での対応も考慮しながら、官民一体となって回収作業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、2点目の大和まほろば漁業集落の活動についての御質問で、話し合いの結果につきましてもございますが、話し合いの場の設定につきましては、慎重に行う必要があるというふうに考えておりまして、まだ実施はしておりませんが、年内にはその場を設定して、内容につきましても当然関係者にも報告をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、4点目の介護職の育成の質問についてでございます。今年度11月から2月にかけて、社会福祉協議会に委託をし、介護職員初任者研修を実施しておりますが、これにつきましては、大和診療所、大和の園、社会福祉協議会、保健福祉課等で継続しておりますあり方検討会の中におきまして、村内でも専門職人材不足が慢性的にある現状の中で、募集して待つだけではなく、自分たちで人材育成を行おうという趣旨で、関係者協力の下で、今回初めて村内で実施にいたったものであります。また、介護職員初任者研修の受講料につきましては、島内では通常7万円程度で実施されておりますが、今回は補助事業活用の上で村内の医師、看護師、介護福祉士等、村内専門職総勢17名が講師として協力をしていることから、自己負担2,000円と受講しやすい体制を取ることができております。

次年度以降の開催についてでございますが、これからさらに高齢化率が高まっていく本村にとりまして、介護人材の充足は、最期まで住み慣れた地域で暮らしていけるための地域づくりにとって不可欠な要素でございます。今回10名の募集に対しまして7名の応募があったことから、次年度につきましても、現在のところ計画はしておりませんが、今後、10名程度の受講希望者がおられるようであれば、同様の研修を計画していくこともあるかと考えております。

次に、2点目の初任者研修の次の段階にあたる介護福祉士実務者研修を開催をしていく考えはなにかとの御質問でございますが、介護福祉士実務者研修につきましては、働きながら介護福祉士を目指す方にとって必要となる研修であり、450時間のカリキュラムが必要とされております。介護の質のさらなる向上において、より高度の資格を取得することは望ましいことではありますが、今回行っております介護職員初任者研修につきましては、介護に携わる上での基礎的な研修ではあるものの、家庭や地域の中においても日常的に活用できるだけでなく、施設や訪問介護員として働くこともできる資格でございます。そのため、現在の本村における介護ニーズには十分対応できる資格であると考えております。また、介護職員初任者研修につきましては、130時間のカリキュラムが必要となっておりますが、今回、村内の専門職が主に土・日における勤務時間外に分担協力して研

修に関わっていることから、本業に支障が生じない範囲で計画をしているところでございます。そのため、介護福祉士実務者研修につきましては、村内での実施は今のところ予定していないところでございます。

次に、3点目の受験者の経済的負担の軽減のために、介護福祉士の受験を奄美で開催できるように、市町村長会で要望していくべきではないかとの御質問でございますが、介護福祉士以外の福祉・医療・介護等関連の各種資格も多くございます。資格の取得のための受験を要するものにつきましては、受験地が指定されており、主要都市の数カ所のための指定もあれば、ほぼ全県で行われているものもございます。今年度の介護福祉士の筆記試験受験地につきましては、鹿児島県をはじめ35都道府県、実務試験につきましては東京・大阪の2カ所が予定されているところでございますが、受験会場につきましてはおおむね各県の県庁所在地を中心としており、全国的な開催をベースとしていることから、離島での開催は難しいようでございます。しかしながら、離島の受験者にとりましては、特に経済的負担が大きい現状があることも事実でございます。また各種資格取得におきまして受験しやすい環境は離島における人材不足解消のためにも必要なことであると考えられますので、離島全体の状況も確認をさせていただきながら、どのような形で要望できるかを含めて検討させていただきたいと思っております。

次に、4点目の介護の資格取得や研修受講の受験料、受講料、宿泊に対し助成できないかとの御質問でございますが、資格取得につきましては、基本的に個人的な属性であることから個人負担が原則であると考えますので、助成等は行っておりません。しかしながら、介護事業所等において国の規定により資格者の配置が義務付けられているものがある中におきましては、配置基準を満たせず事業所運営停止となり、要介護者等への介護サービスを提供できなくなる恐れのある場合につきましては、例外的に助成を行うことがございます。配置基準のある事業所につきましては、本村におきましては地域包括支援センターにおける社会福祉士や大和の園における介護支援専門員などが該当しますが、村内外の募集をかけるなどしても人材確保がどうしても困難な場合においては、研修受講料や資格更新のための旅費等を助成し、勤務を継続をしていただく場合がございます。それ以外についての資格取得に対する助成につきましては、予定をしていないところでございます。

次に、5点目の大和まほろば館前のバス停の設置についての御質問でございますが、これまで本村内に乗り入れしております民間バス事業者の大和村路線撤退を受けまして、令和元年7月より道路運送法第21条の許可を受け、大和村の公共交通のあり方を検討するために、大和村直行バスの実証運行を開始をし、本年10月1日から道路運送法第4条の許可によりまず一般乗合有償運送の本格運行に移行したところでございます。

実証運行におきましては、それまで民間バス事業者が運行しておりました運行内容をそのまま行うと多額の経費負担が生じることから、通勤、通学、通院等を中心に、それらに支障がない形で必要最低限の内容で運行をしております。村当局といたしましても、必要最低限の運行からスタートしておりますので、利用者の方々から運行に関する御意見をいただきながら、運行上の安全面や経

費負担等を考慮し、必要だという場合には運行内容の変更を行うこととしておりました。実際に交通弱者の買い物支援という観点から、朝仁タイヨー前バス停の追加設置などを行っておりますので、大和まほろば館前のバス停設置につきましても、同じく村民の買い物支援や大和村直行バスを利用する観光客の利便性向上、観光満足度の向上による効果で、さらに観光振興が図られ、多くの人が訪れることにより、観光振興につながることはと思います。しかし、懸念事項として次のバスが来るまでの待機時間がございます。そのことも考慮していかなければならないと思います。大和村におきましては、直行バスの運行とは別に村内での移動手段を持たない方の移動支援を検討しているところでもございまして、来年度中には移動支援の運行形態などとあわせまして、どういう方向がいいのか総合的に判断をさせていただければというふうに思っているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは自席のほうから関係質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

3点目の開饒神社の村文化財指定についての御質問でございますが、今年6月の定例会で議員から開饒神社を村指定文化財に指定するべきではないかとの御質問がありましたが、その際の答弁と同じで、開饒神社は糖業の始祖である直川智翁の功績を称えた価値のあるものと思っておりますが、現在の建物は昭和59年に建立されており、建立されてからまだ月日が浅いため、今後、年月を重ねた後、文化財としてふさわしいかどうか判断されるものではないかと思っております。また、6月議会の再質問で、審議会に諮るべきではないかとの質問を受けており、その際に、審議会に諮るというのはそこで審議する議題となってしまいますので、まず、審議員の方々に文化財としての価値があるのかということぐらいは聞くことができると思うと答弁しております。そして、7月に行われた文化財保護審議会で、議題ではなく意見交換として、開饒神社を文化財としてはどうかという話がありましたが、その際、審議員の方々からは開饒神社を文化財としようとすることに肯定的な意見は聞かれませんでした。

次に、開饒神社の保存、管理または修理に関して村が間接的に支援することはできないかとの御質問ですが、開饒神社は宗教法人に登録されており、行政が予算を付けることは適当ではないと思っております。このため、学校現場の郷土教育とかで直川智翁の業績や開饒神社の由来などを伝えていくことや、観光面でホームページや観光パンフレットなどで紹介することなどが行政としてできることであると思っております。

以上、壇上より答えましたが、後は自席のほうから関係課長ほかに答弁させていただきます。

○6番（勝山浩平君）

軽石から伺いますね。集落に集落対応でゴミ拾いと一緒回収をお願いをしているということでありましたけれども、集落の目の前の海岸は集落の方々が対応してくれると思いますが、それ以外の観光客が行くだろうと思われる海岸、国直の先の浜とか、毛陣とか、大棚の毛陣ありますよね、とかヒエン浜、徳浜、このような海岸の作業はどのように考えていますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

そういった海岸については、まずヒエン浜のほうは、昨年度も建設課の草刈り班の方々に、軽石じゃなくて通常の海岸漂着物をしていたんですけど、今回もそういった形にはなるかと思うんですけど、その現状を確認して、もうその人数だけでは対応できないなどのようなことが考えられましてですね、今後、そういった方以外にもですね、有志を募ったりですね、また場合によっては役場が出たりとかしてですね、そういったことも今後検討していきたいと思います。軽石の漂着は、今後ずっと長期化によって考えられますので、長い期間、そうなる觉悟しているところでありますので、官民一体となって作業は粘り強く続けていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

住民税務課の皆さんが、今回考えたようなやり方ですね、気づいた方々がグループで事前に申請をして回収をしていくというやり方、これは一番いいアイデアじゃないかなと、人力でやる分に関しては思ったんですけども、このやり方という、進め方の内容はどのようになっていますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

事前に回収したい場所とか、そういった人数とかですね、教えていただければ、まず道具とかは役場のほうにありますので、事前にそれを貸す対象になります。貸してですね、そこで何人出て、何時間作業しました、どれぐらい集めましたという報告をこちらのほうにしてもらって、半日当たりいくら、1日当たりいくらという、それも海岸漂着物の補助対象の事業に軽石回収もなっておりますので、そういった形で謝金を出して、その方たちのお礼とさせていただきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

村民へはそういったやり方もできますよというようなことをですね、周知も図っていただきたいと思っております。

漁船の被害が2件あったとおっしゃいましたけど、私は大金久と大棚の方と伺っていますけど、同じですかね。

○産業振興課長（郁島武正君）

私が聞いたのも大金久と大棚2件と聞いております。

○6番（勝山浩平君）

漁船故障して、自分で直して、既に修繕した方もいるんですけど、結構なやっぱり金額がかかっております。今、漁師は特に冬場になったら時化て海に行けない。今回、軽石が流れて来ていて、エンジントラブルの心配があるので魚がたくさん釣れるあさまづめとか、夕方には海に行くことができない、暗くて。そういった状況の中で、はい、この漁業者が、例えばエンジントラブルになって故障が必要となった場合に、こういった支援策を設ける必要はありませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

軽石問題は被害を受けている区域も広範囲ですし、奄美群島全市町村、この先も当分続くという

ことで、大和村だけではなくて、奄美群島全体の問題である。また、与論町あたりが一番ひどいということで、その軽石によるエンジントラブル、冷却する装置が軽石を流入してエンジンが冷却されずにトラブルを起こすというのが、かなりほかの市町村で起こっているということで、奄振事業でそれを活用、奄振事業を活用してその対策をできないかということで、今、広域事務組合が協議をして、国交省と検討しているということですが、奄振事業は原則、個人の資産形成には使えないということで、漁船に対する助成が個人の資産形成にあたるかどうかを、今メインに検討中ということで、それが、奄振が使えなければ、ほかの支援制度も浮かび上がって来るのではないかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

奄振交付金から漏れてしまった場合に、本村の漁具助成制度がありますよね、2分の1上限50万、これは漁具なんですけど、この軽石による被害の場合は特例として、もし交付金から漏れた場合ですよ、奄振から、その助成の対象に加えることはできませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

なるべく奄振がだめであれば、ほかの水産関係の事業があればいいんですけども、それがだめな場合、もうどうしても単独という場合は、そのうちの漁具助成は別のに使ってほしいんですが、それが該当しないのであれば、そういった事業も検討、活用できるように検討しなければならないと思います。

○6番（勝山浩平君）

観光被害等は発生をしておりますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

観光の被害と申しますと、海岸等にやって来るとありますが、各海岸等に今、軽石等が漂着してございまして、被害という形での報告は受けてはおりませんが、そういう現状はございます。

○6番（勝山浩平君）

先ほどからありますように、長期化する恐れがありますので、長期化した場合、観光被害が発生をした場合の支援策等の考えはありますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在、そういう現状はございませんので、支援策等は検討はしておりますが、今後の状況、そういうことを鑑みて、状況により、またいろいろと検討はさせていただきたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

次は、隠ぺい疑惑の解消に移りますけれども、年内にそういった場を設けるということでありましたけれども、今日10日ですが、年内何日を予定されておりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

9月議会においてしょっぱなは代表同士1対1の話し合いの場を持ちたいということでございましたので、あらかじめ代表の日程を調整して、年内ですね、年内に、今日はまだ何日とは言えませ

んが、年内にはその場を持つことを9月議会に続きまして再度お約束したいと思います。

○6番（勝山浩平君）

この間、漁業集落の総会、11月の30日に第5回の総会がありましたけど、その中でもこの密漁隠ぺいに関して経過を求める意見があったと聞いておりますけれども、どうですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

若干そういう話も出たかもしれませんが、その時の総会は奄美漁協と大和支所の間の話で、正組合員、準組合員の話を書くということで、意見が錯綜しておりましたので、あまり記憶にはございませんが、若干出たかもしれませんが、その日は離脱するかに対して賛成か反対かの意見で終始したような記憶がございます。

○6番（勝山浩平君）

意見が出た。構成員の方は集落の、漁業集落の構成員の方はやっぱりいまだに関心があるんですよね。それで村長が報告をしっかりと、関係者にしていかなければいけないと答弁にありましたけれども、3年度の漁業集落の総会で、この事件に関して海上保安庁に通告をするというのを、19名参加した中、13名だったかな、13名が賛成をして、総会の議案でも通っていいいます、その他の中ですけどね。構成員、漁業集落の中で次の総会、または臨時総会の中で、このいきさつをしっかりと報告をするべきだと思いますけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

漁協、漁業集落の担当課として、こちらの役割としては、まずは代表同士で話し合い、今、私が思うに、私は両者から話を聞いたりするわけですが、両者の方は一方からしか聞いてないように思いますので、お互い勘違いの部分も多々あるかと思われまいますので、その部分を話し合いによって減らされて、減らすようにしていくような形で話し合いの場を設定したいと思っておりますので、報告うんぬんはその後を考えて、まずはその話し合いの場を持ちたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

今、課長がおっしゃいましたように、勘違いがあつてはいけないんですよね。ですから、1対1でやった場合には、間違いなく勘違いが出てくる可能性があると思います。大人数でとは言いませんけど、関係者2・3名で話し合うべきだと思いますが、勘違いを防ぐためですよ、事実の食い違いを防ぐためにも必要だと思いますけど、それぐらいの人数はですね。例えば現場にいた5人もいますし、そういった方々を交えて、しっかり話し合った方が事実が明らかになると思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今の件は9月議会でも答弁しましたが、まずは代表同士で話し合って、必要であれば人数を増やした形で話し合いの場を持ちたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

疑問がもう一つ増えまして、この活動日報を出してくれとお願いしてずっと出されなかった日報

が二つあるんですね。一つは日報パトロールをしました。それだけの内容です。承認印は、その当時の代表の印鑑が押されていました。もう1個の日報には、その事件がありましたということが書かれており、パトロールを行った5人の名前と承認印、確認印が押されております。日報がなぜ二つあるんですか。しかも内容が違うものが。

○産業振興課長（郁島武正君）

監視パトロールの日報につきましては、私、今のところ二つというのは認識しておりませんで、そのためここでは答弁できない。

○6番（勝山浩平君）

産業課のほうで調べさせてもらいましたので、また後ほど確認をしていただけたらと思います。今回、密漁ということが出ていますけど、密漁に関しての問題意識ではないんですね、半分以上の構成員の方々が疑問に感じているのは。一つ目は3点あって、一つ目は事務員、その当時の、1回目、許すと言った、役員が。日報提出を求めても、日報を出すなと役員が言った。それは誰なのかというのが一つ。二つ目、元年度の事件です。元年度の8月に起こった事件が元年度の漁業集落の役員会で、まともに1回も話し合いをされていない。三つ目、元年度に起こった事件が、これは漁協ですけどね、奄美漁協の理事会で次の年の7月の理事会で報告をされている。この3点を特の疑問に感じておりますので、その3点について、今月内に行う話し合いの場でしっかりとお互いの確認作業を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

話し合いの場の設定は、何のために行うかということ、両者が少しでも今より納得できるような形を目指してするわけですので、少しでもそのような形になるように疑問があるところは、また勘違いしているところはお互いに話して理解しあえるような形でもっていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

開饒神社文化財指定に移りますけど、宗教法人を村の文化財に指定することはできないんですか。ごめんなさい。宗教法人の所有するものを指定することはできないんですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

文化財に指定をしているものは、宗教法人かどうかではなくて、その建物などが文化的に価値がある、芸術上価値がある、そういうものを認められたものだとして認識しております。

○6番（勝山浩平君）

文化財保護審議会の審議員の方の御意見を伺いましたとありましたが、5名いらっしゃいましたが、5名それぞれどのような意見でしたか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

そのときに発言をされたのは、5名がいる中で聞いたのですが、発言をされた方は2人でございます。2人はやはり先ほど言ったように、その建物自体が文化財としての価値は今のところ見いだせないという意見でございました。ほかの委員のほうは、同意見だったから何も言わなかったの

か、そこまでは確認をしておりません。

○6番（勝山浩平君）

建物は有形文化財ですよね。本村の保護条例の中に、建物が新しいから指定はできないとは書かれていないんですけど、歴史上の功績の大きさ、そういった観点から見ると、直 川智翁祀っている開饒神社、日本糖業の始祖、砂糖の神様を拝んでいる神社は日本で開饒神社だけだそうです。そういったのを配慮した上で、考えた上です、建物ではなくてですね、建物も条例には新しいふうには書かれていませんから、すなわち直 川智翁のこの功績を考えた上で、もう一度審議会に相談をしていただけませんか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

その審議会の中で、議案ではなくて、そういう話があるがというようなことは聞くぐらいはできると思います。

○6番（勝山浩平君）

もう1点ですね、民俗文化財についても条例に書かれていますが、中に生業というのがあります。生業ですね。地域の生業、奄美群島の生業、午前中、蔵議員、畜産一番と言っていましたけど、それまでサトウキビですよ。奄美群島の農業、経済を大きく支えた黒糖、サトウキビ、それを中国から命がけで3本持って帰った方が磯平パークがある場所に最初植えた。それを祀っている。その民俗文化財という考え方でも、指定することができる十分な功績だと思うんですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

その開饒神社自体だと有形文化財になると思います。直 川智翁自体、個人、人間国宝とかいうのは、また別だとは思いますが、そういったものは無形文化財のほうになってくると思います。民俗文化財とかいって、その時代に使っていたものなどを、衣装とか、そういうようなものなどは民俗文化財としていけるとは思うんですが、この開饒神社の中に、どこに民俗文化財の要素があるのか、今現在、ちょっと理解をしていない状況であります。

○6番（勝山浩平君）

これ、文化財保護条例ですね、第2条の3項、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、この生業ですよ。直 川智翁が衣装とおっしゃいましたが、衣装がとあるのはですね、また別にあるんです。次ですね、衣装は民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件。生業という観点から、直 川智翁の功績を民俗文化財に指定をする。これを審議会に図っていただけないですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

先ほども言いましたが、審議会に諮るというのは、そこでもう議題として出すことになりますので、こういった意見があるけどどうだということぐらいは聞くことができると思います。

○6番（勝山浩平君）

ぜひ聞いていただけたらと思いますけど、教育委員会は文化財の指定をすることができるんですよ、条例によれば。その前段階で審議会に諮問をすることができる。それを指定するかどうかですね。これはやっぱり条例の手順に進めて、審議会にぜひ諮っていただきたいと思いますが、どうですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

何度も同じ繰り返しの答弁になりますが、諮問をして、先に審議員の意見などが分からない段階で、いきなり諮問をするということは、もうちょっと避けたのがいいのではないかと思います。ですから、先ほども申しましたが、そんな諮問ではなく、諮問とか議案ではなくて、まずどうするかということ聞くことが先ではないかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

ぜひ5名の審議会の委員の皆さんの御意見をですね、聞いていただけたらと思いますが、開饒神社の修繕、管理修繕費を宗教法人だからできてないとおっしゃいましたけれども、その文化財に指定をすることができたら、村が修繕費を出すことができますよね。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

一応文化財に指定されたらそうだと思うんですが、管理修繕費を出さすために文化財に指定をしたらどうかという意見は、ちょっとはなはだ乱暴ではないかと感じております。

○6番（勝山浩平君）

ごめんなさい、言い方が悪かったですね。修繕費のためではないですよ。直 川智翁の功績をしっかりと検証して、また村の若い方々にもこういった偉大な村の偉人がいたんだよということを伝えていくためにも、拠点となる開饒神社をしっかりと守っていくことが大事。その過程の中で、じやもし壊れたらお金、誰が出すの、修繕どうするのという話は絶対出てきます。そういったのを考えた上でも、修繕費のことはやっぱり念頭に置きながら、直 川智翁、開饒神社をしっかりと検証していくことが大事だと感じております。

市町村がですね、何とか神社とか、あるじゃないですか。そういった神社の修繕費用を出しているような事例を調べたことはありませんか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

ございません。

○6番（勝山浩平君）

そういった事例を御存知の課長さん等、いらっしゃいませんか。

質問が悪かったですね。すみません。奄美市がですね、浦上の有盛神社は御存知ですか。平の有盛を祀っている神社。そこに修繕費を奄美市は出しているんですよ。直接ではないんですよ。町内会にお金をやって、その町内会が修繕を行っている。やり方の工夫と、午前中、蔵議員からありましたけれども、産業振興課長、合同会社ひらとみでもどうかなという話もありましたけど、そういった工夫をしながら、この大事な神社をしっかりと守っていく。大和村は開饒神社は村民の誇り

という話もありましたけど、そう感じているのかなという疑問の声もありましたけど、ひらとみの名前を使わせてもらっていますけど、開饒神社をしっかりと守っていくという意識、薄いんじゃないかなと、正直感じるところがあるんですよね。ですから、やり方を工夫して、奄美市のそういった事例を参考にして、開饒神社に今後何かがあったら、そこを修繕するため、修繕できるような制度を考えておく必要はありませんか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

有盛神社が宗教法人に登録された神社かどうか分かりませんが、今のところ、やはり宗教法人のところに金を出すことはちょっとふさわしくないのではないかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

直接じゃないですよ、知恵を使って間接的にできるんじゃないか、やっているところもありますよと事例を紹介させてもらいましたが、開饒神社の明治15年、昭和30年大和村が町村会議長会にお願いして、村がですよ、再建活動を行ったという記録を教育委員会から以前いただきましたけど、行政が宗教法人に金を出さないという根拠は、憲法の20条の政教分離ですよ。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

はい、そうです。

○6番（勝山浩平君）

先ほど昭和30年大和村が中心となって再建のためのお金を集めた。直接は出していないかもしれませんが、そういった動きをすることはできるんですよね。憲法が施行されたのが22年でしたかね、昭和22年。現行憲法の中でもそういった取り組みは本村はやっていて、できた。ですから開饒神社を守っていくためにですね、本当に奄美市など、すぐ相談できるじゃないですか。そういった事例を参考に、宗教法人どうのこうのとありましたけれども、参考にしながら導入を図っていただきたいと思いますが。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

こちら再三の答弁になりますが、こちらが言っていることは先ほどと変わりありません。

○6番（勝山浩平君）

先日、教育長が奥田愛正先生の大和中学校で講演をされた。教育長先生奥田愛正先生のことをよく御存知で詳しい。奥田愛正先生も大和村が排出をした偉大な先輩だと思っていますけど、奥田愛正先生に関してもしっかりと検証をしていかないといけない。よく知っている方がいらっしゃる時にしなければいけない。直 川智翁に関しても、私は40代ですけど、ほとんど知りません。50代60代の方でも、ちゃんと把握しているという方は少ないんじゃないかなと思います。でも何人かはいらっしゃるんですよね。奥田議長もでしょうし、蔵議員もよく質問されますけど。そういった詳しく知っている方々がいらっしゃる時に、しっかりと検証する。開饒神社を今後どうしていくとか含めてですね、そういった動きは必要ではありませんか。

○教育長（晨原弘久君）

参考までになんですが、この冊子は平成元年度に大和村教育委員会が直 川智翁の業績を称える意味で、紙芝居的に作った資料でございます。それからもう30数年経っておりまして、破損したり、紛失したり、破けたりしておりましたので、今年度こういう冊子にして各小学校には配付して、子どもたちに広めております。そして、企画観光課とタイアップして、このようなパンフレットを作っております。これはまた村長の決裁もいただいて、役場内に配付して、村内外のいらっしゃる方々にどうぞこの歴史とかを知らしめることにしております。今後もそういう活動は続けていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

パンフレットは最近作成された、ありがとうございました。何だったかな、そうです。以前は開饒神社の前に直 川智翁の功績を記した看板があったと伺っておりますけれども、でしたら、その看板だけでも教育振興、観光振興を図っていく上で再び作成して、設置はできませんか。

○企画観光課長（福山 茂君）

神社の、神社のというか、それよりも、そうではなくて、また直 川智翁の功績という形として、そういうのもまた観光の方が訪れる場所でもありますし、その神社としてではなくて、直 川智翁の功績をこうやって皆さんに知らせるためという形ですることは可能ではないかと、ちょっとこの場で私が思っているところでありますけど、それについてはまた十分に協議などもしていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

介護職の助成、今回の入門者研修をうけている方々から、実務者研修等についての意欲が見えた場合に、実務者研修の開催等の検討、開催をするか、検討等はできませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

介護職員や介護福祉士の実務者研修ということにつきましては、先ほど答弁にもありましたように450時間を要するということで、非常にハードな研修かと思っております。もし、介護職員初任者研修の中でそのような希望があった場合でありましても、実際、大和村で企画をして自分たちで行うというのは、非常に困難かなと思っております。また、数、受講者の問題というのもございます。今回、受講者10名の募集に対しまして7名ということでありましたけれども、なかなか募集が集まらず、いろんな方にお声かけをして集まっていたいたような状況ということがございますので、多数の希望があるというふうには現在のところ捉えておりませんので、予定をしないというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

介護福祉士の国家試験ですけど、大和の園の介護報酬の加算、介護福祉士が4割、5割いることで、資格を持った方がいることで、介護報酬が変わってきますよね。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいま議員のおっしゃられました介護福祉士、職員数に対する介護福祉士の割合というのは、

保険請求の加算、サービス提供体制加算と言いまして加算の要件になるんですけども、介護福祉士が割合が多いからそのまま報酬に跳ね返って来るというわけじゃなくて、加算の申請をしてその分、プラスされるという形になる。

○6番（勝山浩平君）

先ほど村長の答弁に離島という特例として、奄美で試験開催ができないかということ、やり方を考えながら市町村会の中で検討していけたらという答弁だったと思うんですけども、確認をもう一度お願いします。

○村長（伊集院 幼君）

答弁以外にも、私の近くにも介護職の試験を鹿児島まで通って受けている方がおりまして、奄美からも施設で働いている方とか、7・8名いらっしゃったようで、その方たちは土・日通じて、こうしてさっき言ったクリアしなければならない時間をクリアしないと資格は取れないということであったという話は、最近聞いたもんですから、今日、これは保健福祉課でいろいろと話をしたところなんですけど、やはりこの奄美群島で実際どれだけの人が施設で不足しているのかということも含めた話は、実際今、出ていないんですよ。今、奄美福祉専門学校の中でその資格を取れるという現状もありますので、その人たちが約7割近く、今地元就職しているということも聞いていますので、そこら辺を含めた形で実際、議案として一回、議論の中でですね、そういう話を投げかけて、その資格を必要としている人がいるのであれば、やっぱり離島は離島で開催もできるんじゃないかということでございますので、そこら辺のまずは調査なんかもしながらですね、意見の聴取をして、我々もまた市町村長会として要請できればということでございます。

○6番（勝山浩平君）

奄美で開催されるのが望ましいんですけど、現状難しいということでありまして、今、宇検村とか奄美市がキャリアアップ助成事業というのをやっていて、島内で受験、資格を取ることができないものに関して、鹿児島までの、鹿児島である場合は宿泊旅費等を助成をしております。そういった制度を本村の介護を目指す方々の経済的負担を少しでも軽くしていくために、参考にしながら導入を目指していくべきではありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

これは今後大和村でその職を続けていくという見込みがある人には旅費の助成をしたりしておりますので、これは条例を引用して内規で決めたりしてですね、旅費の助成をするとかということ、ちょっと今、はっきりはちょっと調べてないもんですから、一応、村内で社協とか、また施設とかいう形で働く人においては、旅費助成をさせていただいておりますので、それ以外で働くという人は今のところ決めておりません。大和村に住んでよそで働く人も、またそれに該当しなければならぬかもとあることも考えられますけども、とりあえずは大和村で働くという意思の方には、その資格に対する助成をしていこうということでございます。

○6番（勝山浩平君）

そのような助成制度があることを周知することによって、大和の園の介護士、社協の介護士、不足につながっていくと思いますので、その周知もまたぜひ図っていただけたらと思います。

最後にですね、興味が大変出たんですけど、バス停の質問の中の答弁の中で、村内の移動手段を検討中とありましたが、具体的にはどのような内容ですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

先ほどの村長からの答弁にございました移動支援と直行バスですが、直行バスの時間帯が合間がちょっと空いてしまうものですから、それで直行バスの時間帯も判断しながら、そしてそれを考えながら、また移動支援のバスと直行バスの時間帯を考えながら作らないといけないということをして、考えております。それは、直行バスの間の時間帯に移動支援の対応ができればということをしております。具体的な話になりますと、現在、市町村振興助成金交付事業というのを活用した形で、移動支援を保健福祉課のほうで現在検討しております。ですが、これは直行バスの間の時間内に村内巡回運行する形体などを、現在検討しております。便数や時間帯につきましては、また今後の検討になってまいります。また移動支援を実施するにあたって車両導入とか、そういうのも必要になりますので、現在の段階では市町村振興助成金の申請の準備なども進めているところでございますので、その結果を踏まえての進めることになってまいります。

○議長（奥田忠廣君）

残り1分です。終わりますか。

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

日程第2 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

日程第3 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務建設委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本村の農林水産振興に関する事項及びその他の所管事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年度第4回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時09分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 重 信 安 男

大和村議会議員 藏 正